

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成27年2月27日
【発行者名】 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ
 (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)
【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 磯村 尚賢
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番
 (287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
 アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
 同 橋本 雅行
【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
 アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】 03(6888)1000
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
 コクサイ・ケイマン・トラスト -
 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・
 セレクション
 (Kokusai Cayman Trust - Gaikadate US High Yield Bond Open
 Currency Selection)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
 米ドル建 米ドルクラス受益証券：
 20億アメリカ合衆国ドル（約2,189億円）を上限とする。
 米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券：
 20億アメリカ合衆国ドル（約2,189億円）を上限とする。
 米ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券：
 20億アメリカ合衆国ドル（約2,189億円）を上限とする。
 米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券：
 10億アメリカ合衆国ドル（約1,095億円）を上限とする。
 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス受益証券：
 20億オーストラリア・ドル（約1,904億円）を上限とする。
 豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券：
 20億オーストラリア・ドル（約1,904億円）を上限とする。
 豪ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券：
 20億オーストラリア・ドル（約1,904億円）を上限とする。
 豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券：
 10億オーストラリア・ドル（約952億円）を上限とする。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリ

ア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成26年

9月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲

値（１米ドル＝109.45円および１豪ドル＝95.19円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成26年11月28日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 第15 ファンド情報 ファンドの状況 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別及び地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加・更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第31 ファンドの経理状況 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 第11 特別情報 管理会社の概況 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項		(3) その他	追加
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション (Kokusai Cayman Trust - Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection) (以下、「サブ・ファンド」といい、コクサイ・ケイマン・トラスト (Kokusai Cayman Trust) を「ファンド」という。) の運用状況は、以下のとおりである。

(1) 投資状況

資産別及び地域別の投資状況

(平成26年12月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (アメリカ合衆国ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	368,787,804.60	99.26
現金・その他の資産(負債控除後)		2,746,621.06	0.74
合計 (純資産総額)		371,534,425.66 (約44,788百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびオーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、平成26年12月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル＝120.55円および1豪ドル＝98.07円)による。

(注3) ファンドおよびサブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されるが、米ドル建 米ドルクラス受益証券、米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券、米ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券および米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券(以下、個別にまたは総称して「米ドル建受益証券」という。)は米ドル建であり、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス受益証券、豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券、豪ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券および豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券(以下、個別にまたは総称して「豪ドル建受益証券」といい、米ドル建受益証券とあわせて、個別にまたは総称して「受益証券」または「通貨クラス」という。)は豪ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは豪ドルをもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

（ ）投資有価証券の主要銘柄

（平成26年12月末日現在）

順位	銘柄名	国名	種類	数量（口）	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1.	US High Yield Bond Fund (Series of Kokusai Trust) - USHYF Non-hedge Class	ケイマン諸島	投資信託	38,240,129,054.6803	0.010037	383,813,038.44	0.009644	368,787,804.60	99.26

< 参考情報 >

コクサイ・トラスト - US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド - USHYFノン・ヘジ・クラス（以下「投資先ファンド」という。）の組入上位銘柄

（平成26年12月末日現在）

順位	銘柄名	発行地	種類	利率（％）	償還日	投資比率（％）
1.	HCA INC 7.5% 02/15/22	アメリカ合衆国	社債	7.500	2022/ 2 /15	1.84
2.	REYNOLDS GRP I 9.875% 08/15/19	アメリカ合衆国	社債	9.875	2019/ 8 /15	1.60
3.	FIRST DATA CORP 8.75% 01/15/22	アメリカ合衆国	社債	8.750	2022/ 1 /15	1.56
4.	INTELSAT JACKSO 7.25% 10/15/20	ルクセンブルグ	社債	7.250	2020/10/15	1.43
5.	SPRINT CAPITAL 8.75% 03/15/32	アメリカ合衆国	社債	8.750	2032/ 3 /15	1.32
6.	SPRINT CORP 7.875% 09/15/23	アメリカ合衆国	社債	7.875	2023/ 9 /15	1.32
7.	CAESARS ENTERTAINM 9% 02/15/20	アメリカ合衆国	社債	9.000	2020/ 2 /15	1.11
8.	CHRYSLER GP/CG 8.25% 06/15/21	アメリカ合衆国	社債	8.250	2021/ 6 /15	1.04
9.	FIRST DATA COR 8.875% 08/15/20	アメリカ合衆国	社債	8.875	2020/ 8 /15	1.02
10.	WINDSTREAM CORP 7.75% 10/01/21	アメリカ合衆国	社債	7.750	2021/10/ 1	1.01

（注）投資比率とは、投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（ ）投資不動産物件

該当事項なし（平成26年12月末日現在）。

（ ）その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（平成26年12月末日現在）。

(2) 運用実績

下記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

純資産の推移

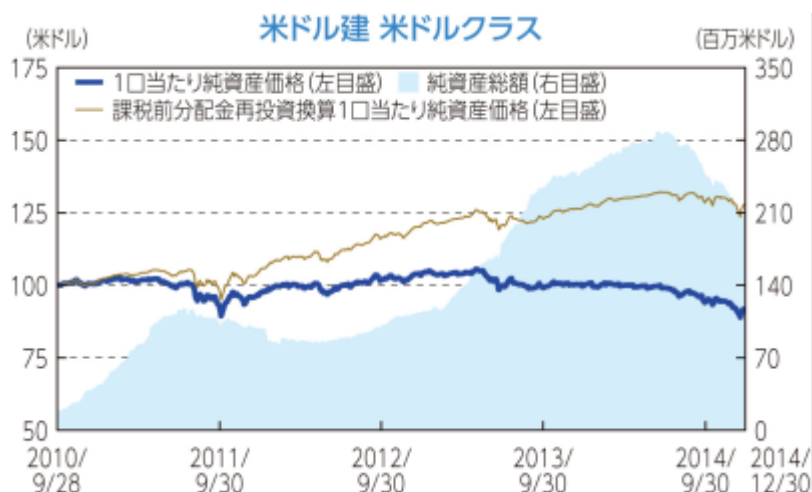
平成26年12月末日前 1 年間に於ける各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

< 米ドル建 米ドルクラス >

	純資産総額		1 口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成26年 1 月末日	259,596,484.29	31,294,356,181	99.54	12,000
2 月末日	266,247,023.49	32,096,078,682	100.68	12,137
3 月末日	273,291,851.78	32,945,332,732	99.89	12,042
4 月末日	277,556,079.87	33,459,385,428	99.42	11,985
5 月末日	278,349,735.53	33,555,060,618	99.17	11,955
6 月末日	286,643,956.21	34,554,928,921	99.04	11,939
7 月末日	275,635,329.99	33,227,839,030	96.65	11,651
8 月末日	270,488,350.11	32,607,370,606	97.39	11,740
9 月末日	247,331,029.69	29,815,755,629	94.44	11,385
10月末日	239,815,809.93	28,909,795,887	94.71	11,417
11月末日	222,363,174.54	26,805,880,691	93.17	11,232
12月末日	205,764,092.13	24,804,861,306	91.18	10,992

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成26年12月末日）



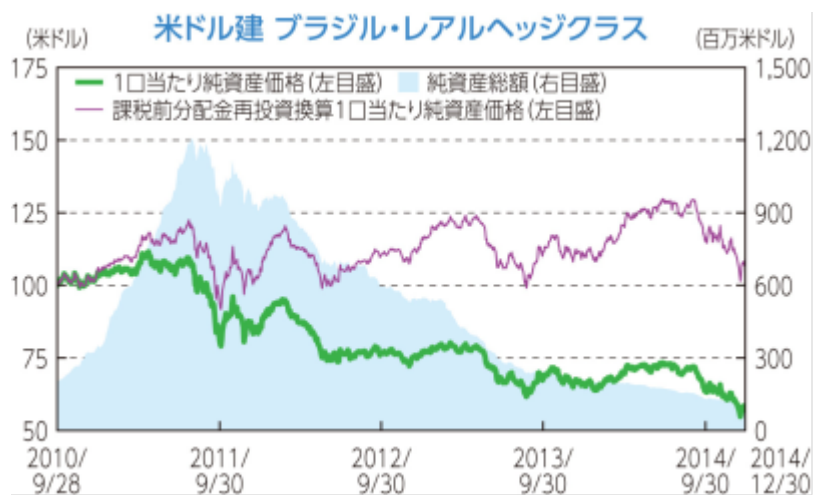
（注）課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各クラスの公表されている1口当たり純資産価格に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1口当たり純資産価格とは異なる。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成26年 1 月末日	199,496,382.30	24,049,288,886	64.61	7,789
2 月末日	200,563,287.44	24,177,904,301	67.63	8,153
3 月末日	195,017,642.88	23,509,376,849	69.83	8,418
4 月末日	187,762,716.46	22,634,795,469	71.22	8,586
5 月末日	179,630,001.17	21,654,396,641	71.38	8,605
6 月末日	172,550,913.89	20,801,012,669	72.83	8,780
7 月末日	156,761,799.00	18,897,634,869	69.83	8,418
8 月末日	154,442,096.55	18,617,994,739	71.93	8,671
9 月末日	130,429,087.39	15,723,226,485	64.10	7,727
10月末日	126,681,966.70	15,271,511,086	63.93	7,707
11月末日	116,993,539.07	14,103,571,135	61.14	7,370
12月末日	106,310,060.36	12,815,677,776	58.24	7,021

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成26年12月末日）

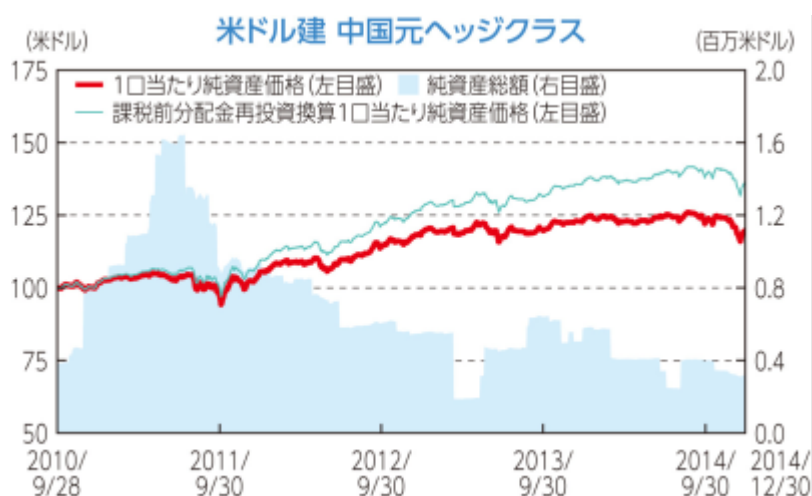


<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成26年 1 月末日	570,161.05	68,732,915	123.71	14,913
2 月末日	573,026.09	69,078,295	124.33	14,988
3 月末日	405,931.69	48,935,065	122.68	14,789
4 月末日	404,431.05	48,754,163	122.22	14,734
5 月末日	406,995.20	49,063,271	123.00	14,828
6 月末日	341,131.39	41,123,389	124.68	15,030
7 月末日	244,287.28	29,448,832	123.63	14,904
8 月末日	404,408.51	48,751,446	125.75	15,159
9 月末日	397,660.22	47,937,940	122.85	14,810
10月末日	343,693.19	41,432,214	124.48	15,006
11月末日	325,480.04	39,236,619	122.31	14,744
12月末日	318,749.43	38,425,244	119.79	14,441

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成26年12月末日）

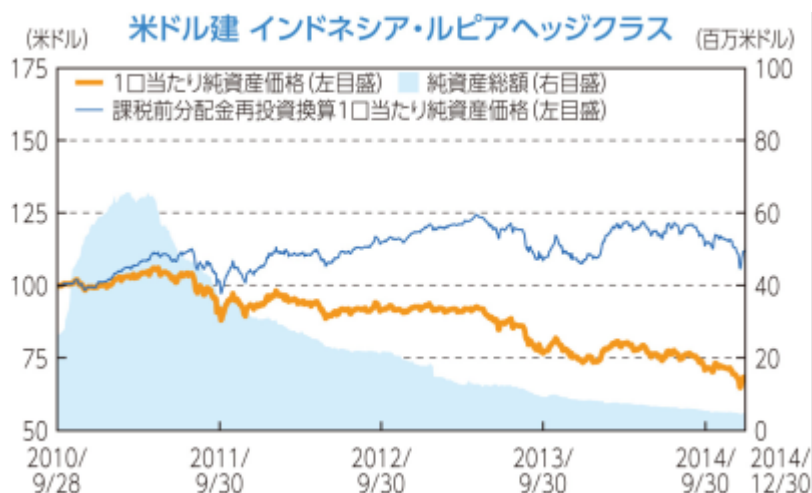


<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成26年 1 月末日	8,257,742.60	995,470,870	73.94	8,913
2 月末日	7,606,941.83	917,016,838	78.68	9,485
3 月末日	7,480,731.69	901,802,205	79.65	9,602
4 月末日	7,117,337.07	857,994,984	77.88	9,388
5 月末日	6,888,228.07	830,375,894	76.75	9,252
6 月末日	6,538,375.83	788,201,206	75.62	9,116
7 月末日	6,132,802.67	739,309,362	76.04	9,167
8 月末日	6,028,835.94	726,776,173	76.12	9,176
9 月末日	5,464,945.08	658,799,129	71.16	8,578
10月末日	5,134,549.08	618,969,892	72.36	8,723
11月末日	5,036,651.00	607,168,278	70.59	8,510
12月末日	4,650,300.22	560,593,692	68.09	8,208

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成26年12月末日）

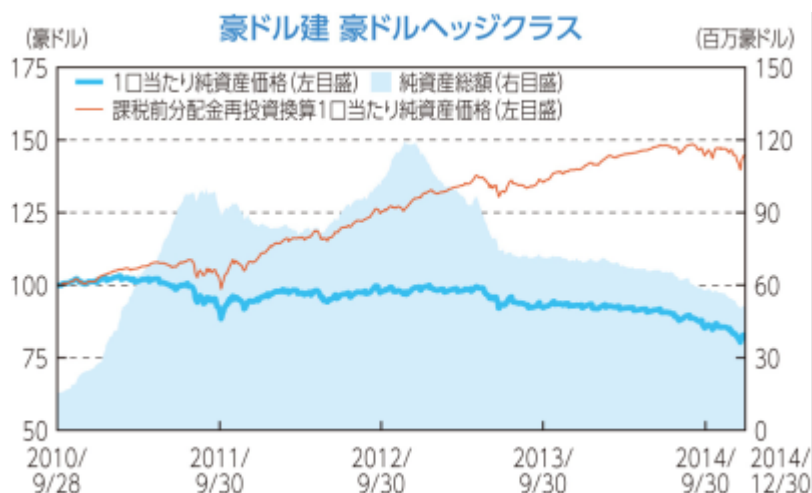


< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成26年 1 月末日	69,697,812.22	6,835,264,444	91.99	9,021
2 月末日	69,969,514.33	6,861,910,270	92.82	9,103
3 月末日	68,138,527.00	6,682,345,343	91.93	9,016
4 月末日	66,669,589.11	6,538,286,604	91.32	8,956
5 月末日	65,730,223.55	6,446,163,024	90.91	8,916
6 月末日	65,158,601.88	6,390,104,086	90.57	8,882
7 月末日	62,983,304.50	6,176,772,672	88.22	8,652
8 月末日	60,105,539.11	5,894,550,221	88.72	8,701
9 月末日	57,920,563.10	5,680,269,623	85.62	8,397
10月末日	56,904,193.83	5,580,594,289	85.72	8,407
11月末日	54,319,058.53	5,327,070,070	84.09	8,247
12月末日	50,677,554.88	4,969,947,807	82.04	8,046

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成26年12月末日）

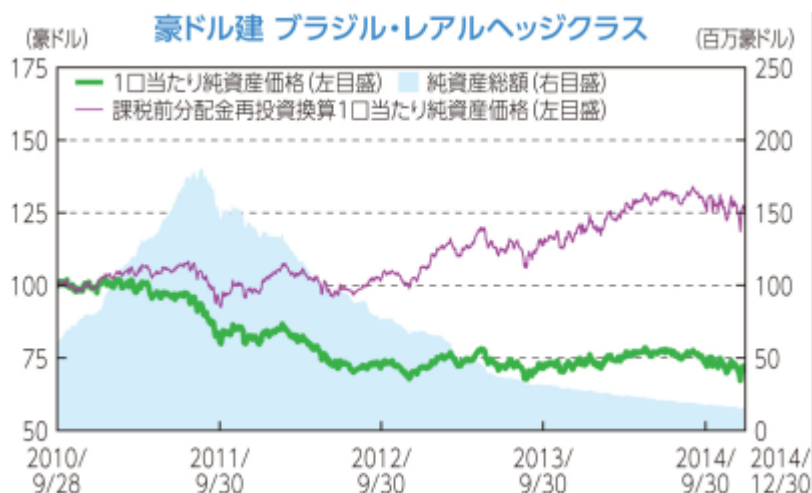


< 豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成26年 1 月末日	26,508,357.36	2,599,674,606	73.42	7,200
2 月末日	25,683,446.92	2,518,775,639	75.52	7,406
3 月末日	23,619,955.07	2,316,408,994	75.10	7,365
4 月末日	22,788,965.73	2,234,913,869	76.48	7,500
5 月末日	21,823,916.35	2,140,271,476	76.63	7,515
6 月末日	20,588,460.77	2,019,110,348	77.17	7,568
7 月末日	19,266,292.09	1,889,445,265	75.17	7,372
8 月末日	19,028,263.85	1,866,101,836	77.14	7,565
9 月末日	17,382,003.64	1,704,653,097	73.48	7,206
10月末日	16,876,669.43	1,655,094,971	73.05	7,164
11月末日	16,267,211.17	1,595,325,399	72.39	7,099
12月末日	15,529,102.20	1,522,939,053	71.76	7,038

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成26年12月末日）

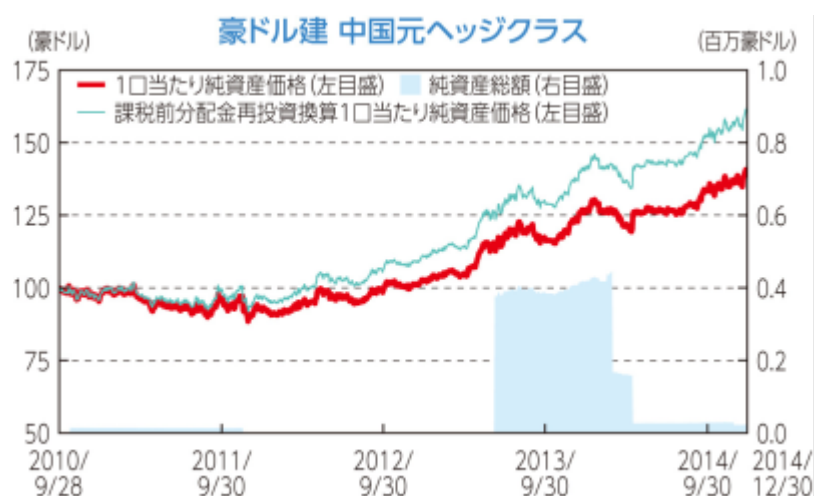


< 豪ドル建 中国元ヘッジクラス >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成26年 1 月末日	426,607.74	41,837,421	129.16	12,667
2 月末日	439,611.50	43,112,700	127.31	12,485
3 月末日	160,007.02	15,691,888	121.13	11,879
4 月末日	26,431.20	2,592,108	125.86	12,343
5 月末日	26,553.70	2,604,121	126.45	12,401
6 月末日	26,506.60	2,599,502	126.22	12,378
7 月末日	26,584.14	2,607,107	126.59	12,415
8 月末日	26,939.50	2,641,957	128.28	12,580
9 月末日	28,078.19	2,753,628	133.71	13,113
10月末日	28,330.79	2,778,401	134.91	13,231
11月末日	22,098.49	2,167,199	137.26	13,461
12月末日	22,531.47	2,209,661	139.95	13,725

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成26年12月末日）

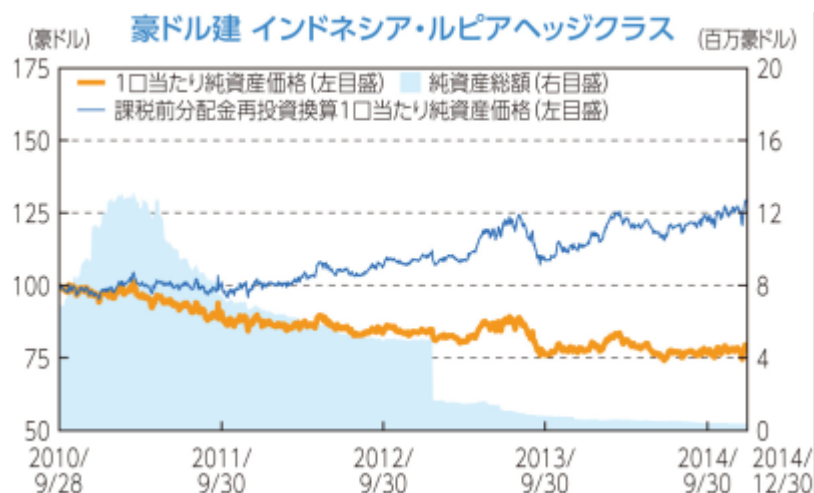


< 豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成26年 1 月末日	588,052.45	57,670,304	79.11	7,758
2 月末日	603,893.22	59,223,808	82.58	8,099
3 月末日	589,066.95	57,769,796	80.55	7,900
4 月末日	559,061.21	54,827,133	78.71	7,719
5 月末日	541,631.28	53,117,780	77.56	7,606
6 月末日	513,822.04	50,390,527	75.53	7,407
7 月末日	524,104.18	51,398,897	77.04	7,555
8 月末日	464,964.45	45,599,064	76.75	7,527
9 月末日	414,757.40	40,675,258	76.66	7,518
10月末日	419,886.33	41,178,252	77.61	7,611
11月末日	383,545.04	37,614,262	78.32	7,681
12月末日	386,003.12	37,855,326	78.82	7,730

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成22年9月28日～平成26年12月末日）



分配の推移

平成26年12月末日前1年間における分配の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルクラス>

	米ドル	円
平成26年 1 月	0.80	96
2 月	0.80	96
3 月	0.80	96
4 月	0.80	96
5 月	0.80	96
6 月	0.80	96
7 月	0.80	96
8 月	0.80	96
9 月	0.80	96
10月	0.80	96
11月	0.80	96
12月	0.80	96

< 参考情報 >

	米ドル	円
直近 1 年間累計	9.60	1,157
設定来累計	33.60	4,050

（注）設定来累計とは、運用開始日である平成22年9月28日から平成26年12月末日までの期間における分配金の累計額である。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	米ドル	円
平成26年 1 月	0.60	72
2 月	0.60	72
3 月	0.60	72
4 月	0.60	72
5 月	0.60	72
6 月	0.60	72
7 月	0.60	72
8 月	0.60	72
9 月	0.60	72
10月	0.60	72
11月	0.60	72
12月	0.60	72

< 参考情報 >

	米ドル	円
直近 1 年間累計	7.20	868
設定来累計	51.60	6,220

<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

	米ドル	円
平成26年 1 月	0.30	36
2 月	0.30	36
3 月	0.30	36
4 月	0.30	36
5 月	0.30	36
6 月	0.30	36
7 月	0.30	36
8 月	0.30	36
9 月	0.30	36
10月	0.30	36
11月	0.30	36
12月	0.30	36

< 参考情報 >

	米ドル	円
直近 1 年間累計	3.60	434
設定来累計	14.70	1,772

<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	米ドル	円
平成26年 1 月	0.90	108
2 月	0.90	108
3 月	0.90	108
4 月	0.90	108
5 月	0.90	108
6 月	0.60	72
7 月	0.60	72
8 月	0.60	72
9 月	0.60	72
10月	0.60	72
11月	0.60	72
12月	0.60	72

< 参考情報 >

	米ドル	円
直近 1 年間累計	8.70	1,049
設定来累計	44.00	5,304

< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス >

	豪ドル	円
平成26年 1 月	1.10	108
2 月	1.10	108
3 月	1.10	108
4 月	1.10	108
5 月	1.10	108
6 月	1.10	108
7 月	1.10	108
8 月	1.10	108
9 月	1.10	108
10月	1.10	108
11月	1.10	108
12月	1.10	108

< 参考情報 >

	豪ドル	円
直近 1 年間累計	13.20	1,295
設定来累計	53.90	5,286

< 豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス >

	豪ドル	円
平成26年 1 月	0.55	54
2 月	0.55	54
3 月	0.55	54
4 月	0.55	54
5 月	0.55	54
6 月	0.55	54
7 月	0.55	54
8 月	0.55	54
9 月	0.55	54
10月	0.55	54
11月	0.55	54
12月	0.55	54

< 参考情報 >

	豪ドル	円
直近 1 年間累計	6.60	647
設定来累計	46.65	4,575

< 豪ドル建 中国元ヘッジクラス >

	豪ドル	円
平成26年 1 月	0.30	29
2 月	0.30	29
3 月	0.30	29
4 月	0.30	29
5 月	0.30	29
6 月	0.30	29
7 月	0.30	29
8 月	0.30	29
9 月	0.30	29
10月	0.30	29
11月	0.30	29
12月	0.30	29

< 参考情報 >

	豪ドル	円
直近 1 年間累計	3.60	353
設定来累計	14.70	1,442

< 豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス >

	豪ドル	円
平成26年 1 月	0.80	78
2 月	0.80	78
3 月	0.80	78
4 月	0.80	78
5 月	0.80	78
6 月	0.60	59
7 月	0.60	59
8 月	0.60	59
9 月	0.60	59
10月	0.60	59
11月	0.60	59
12月	0.60	59

< 参考情報 >

	豪ドル	円
直近 1 年間累計	8.20	804
設定来累計	41.80	4,099

収益率の推移

下記期間における収益率は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルクラス>

	収益率(注)
平成26年1月1日～平成26年12月末日	0.98%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

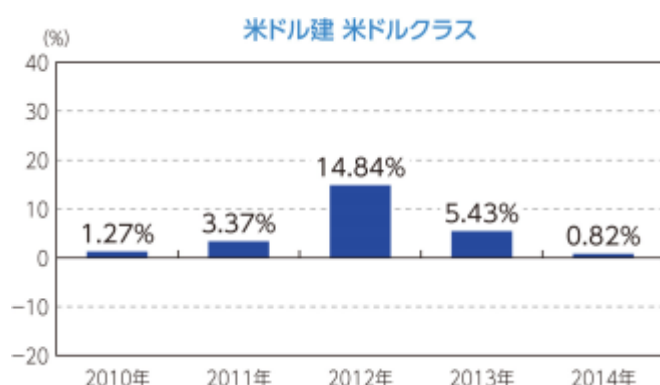
a = 平成26年12月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 平成25年12月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

以下同じ。

<参考情報>

年間収益率の推移



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格（ただし、2010年の場合は当初発行価格（米ドル建受益証券は1口当たり100米ドル、豪ドル建受益証券は1口当たり100豪ドル）

以下同じ。

(注2) 2010年は9月28日（運用開始日）から12月末日までの収益率である。以下同じ。

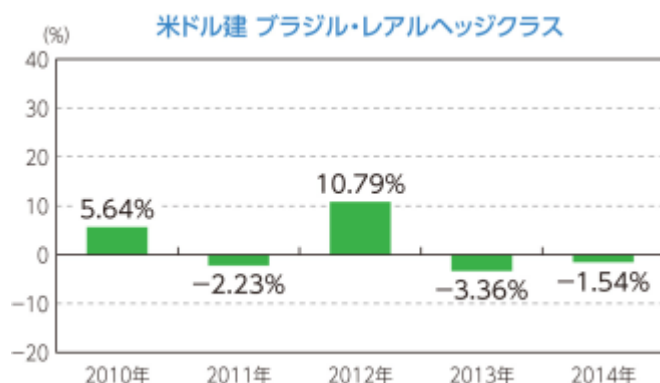
(注3) サブ・ファンドおよび各クラスに、ベンチマークはない。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	収益率
平成26年1月1日～平成26年12月末日	- 0.59%

<参考情報>

年間収益率の推移

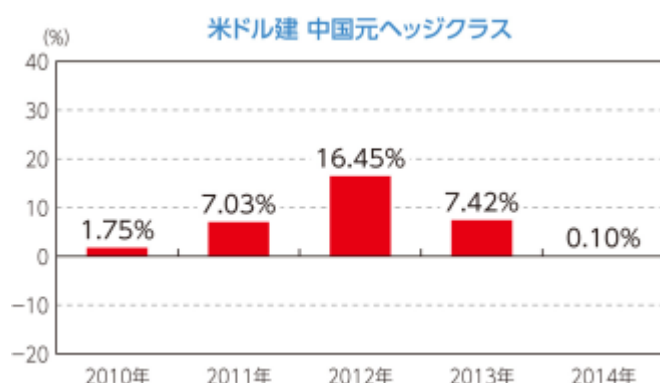


<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

	収益率
平成26年1月1日～平成26年12月末日	0.15%

<参考情報>

年間収益率の推移

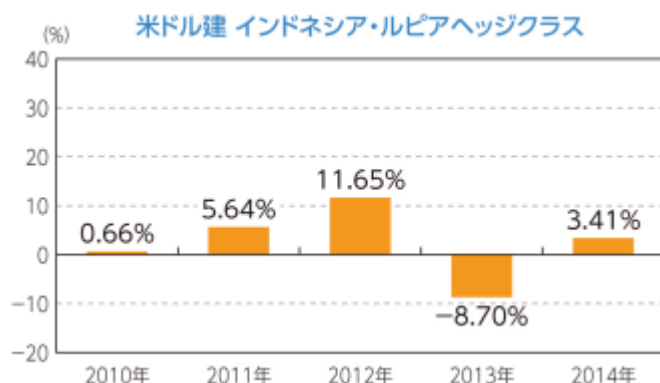


<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	収益率
平成26年 1 月 1 日～平成26年12月末日	3.92%

<参考情報>

年間収益率の推移

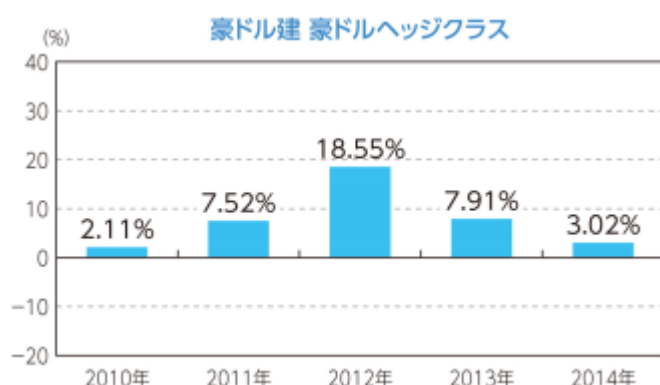


<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス>

	収益率
平成26年 1 月 1 日～平成26年12月末日	3.13%

<参考情報>

年間収益率の推移

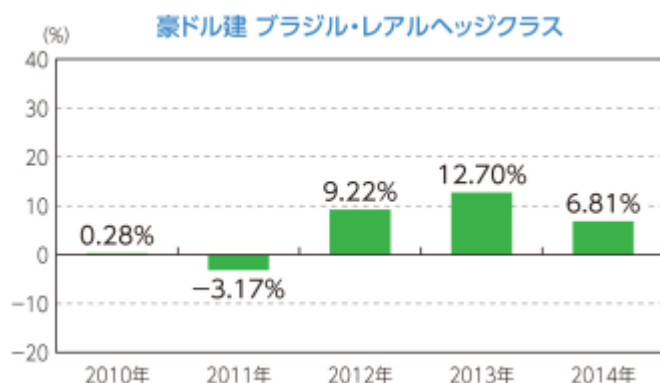


< 豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス >

	収益率
平成26年 1 月 1 日 ~ 平成26年12月末日	6.83%

< 参考情報 >

年間収益率の推移

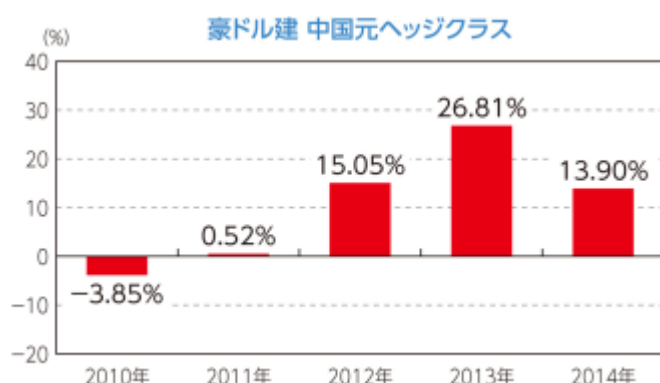


< 豪ドル建 中国元ヘッジクラス >

	収益率
平成26年 1 月 1 日 ~ 平成26年12月末日	13.63%

< 参考情報 >

年間収益率の推移

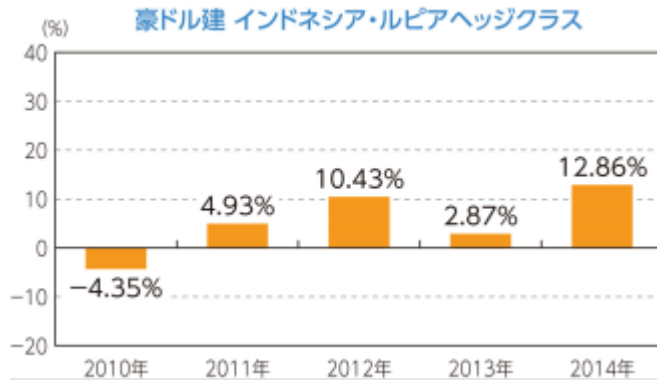


< 豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス >

	収益率
平成26年 1 月 1 日 ~ 平成26年12月末日	12.30%

< 参考情報 >

年間収益率の推移



2 販売及び買戻しの実績

平成26年12月末日前1年間における販売および買戻しの実績、ならびに平成26年12月末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
1,419,770 (1,419,770)	1,673,031 (1,673,031)	2,256,767 (2,256,767)

（注）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
37,129 (37,129)	1,377,974 (1,377,974)	1,825,427 (1,825,427)

<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
1,261 (1,261)	3,272 (3,272)	2,661 (2,661)

<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
5,041 (5,041)	48,860 (48,860)	68,297 (68,297)

<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
200,469 (200,469)	331,993 (331,993)	617,702 (617,702)

<豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
2,878 (2,878)	159,234 (159,234)	216,411 (216,411)

<豪ドル建 中国元ヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
199 (199)	3,341 (3,341)	161 (161)

<豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
80 (80)	2,916 (2,916)	4,897 (4,897)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b．ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．ファンドの原文の財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成26年12月30日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝120.55円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(１) 資産及び負債の状況

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

資産負債計算書

2014年11月30日現在（未監査）

	米ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資（個別原価：411,857,215米ドル）	403,215,477	48,607,626
現金	4,324,761	521,350
外貨（取得原価：324米ドル）	323	39
為替予約取引に係る未実現評価益	1,003	121
未収金：		
サブ・ファンド受益証券販売	1,291,680	155,712
投資有価証券売却	7,988,833	963,054
決済済為替予約取引	197,716	23,835
その他の資産	51,172	6,169
資産合計	417,070,965	50,277,905
負債		
為替予約取引に係る未実現評価損	1,966,806	237,098
未払金：		
投資有価証券購入	1,275,616	153,776
サブ・ファンド受益証券買戻	3,981,379	479,955
配当	3,831,122	461,842
未払販売報酬	360,283	43,432
未払投資顧問報酬	273,815	33,008
未払印刷費	81,100	9,777
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	37,004	4,461
未払代行協会員報酬	36,028	4,343
未払管理報酬	28,823	3,475
未払保管報酬	22,644	2,730
未払専門家報酬	14,912	1,798
未払受託報酬	7,180	866
負債合計	11,916,712	1,436,560
純資産	405,154,253	48,841,345
純資産		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	46,241,809	5,574,450
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	13,848,275	1,669,410
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	18,812	2,268
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	326,512	39,361
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	116,993,539	14,103,571
米ドル建 中国元ヘッジクラス	325,480	39,237
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	5,036,651	607,168
米ドル建 米ドルクラス	222,363,175	26,805,881
	405,154,253	48,841,345

	米ドル	千円
--	-----	----

発行済受益証券口数

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	645,986	口
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	224,706	口
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	161	口
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	4,897	口
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	1,913,597	口
米ドル建 中国元ヘッジクラス	2,661	口
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	71,349	口
米ドル建 米ドルクラス	2,386,663	口

受益証券 1 口当たり純資産価格

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	71.58	8,629 円
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	61.63	7,429 円
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	116.85	14,086 円
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	66.68	8,038 円
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	61.14	7,370 円
米ドル建 中国元ヘッジクラス	122.31	14,744 円
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	70.59	8,510 円
米ドル建 米ドルクラス	93.17	11,232 円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

損益計算書

2014年11月30日までの 6 カ月間（未監査）

	米ドル	千円
投資収益		
投資先ファンドからの収益分配	-	-
費用		
販売報酬	1,229,686	148,239
投資顧問報酬	934,562	112,661
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	125,628	15,144
代行協会員報酬	122,968	14,824
管理報酬	98,375	11,859
保管報酬	67,815	8,175
印刷費	51,157	6,167
その他の費用	50,281	6,061
受託報酬	16,019	1,931
専門家報酬	15,319	1,847
登記手数料	800	
費用合計	2,712,610	327,005
投資純損失	(2,712,610)	(327,005)
実現および未実現利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
投資先ファンドへの投資の売却	(3,996,093)	(481,729)
投資先ファンドからの実現利益分配	15,894,016	1,916,024
外国通貨取引および為替予約取引	(15,909,060)	(1,917,837)
実現純損失	(4,011,137)	(483,543)
未実現評価益（評価損）の純変動：		
投資先ファンドへの投資	(15,169,594)	(1,828,695)
外国通貨取引および為替予約取引	(874,213)	(105,386)
未実現評価損の純変動	(16,043,807)	(1,934,081)
実現および未実現純損失	(20,054,944)	(2,417,623)
運用による純資産の減少	(22,767,554)	(2,744,629)

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

純資産変動計算書

2014年11月30日までの 6 カ月間（未監査）

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加（減少）		
投資純損失	(2,712,610)	(327,005)
実現純損失	(4,011,137)	(483,543)
未実現評価損の純変動	(16,043,807)	(1,934,081)
運用による純資産の減少	(22,767,554)	(2,744,629)
受益者への分配	(25,743,105)	(3,103,331)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(93,447,278)	(11,265,069)
純資産の純減少	(141,957,937)	(17,113,029)
純資産		
期首	547,112,190	65,954,375
期末	405,154,253	48,841,345

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

純資産変動計算書(続き)

2014年11月30日までの6カ月間(未監査)

	豪ドル建 豪ドル ヘッジクラス		豪ドル建 ブラジル・リアル ヘッジクラス	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	97,225	口	1,940	口
買戻し	(174,366)	口	(61,846)	口
受益証券口数の純変動	(77,141)	口	(59,906)	口
金額				
発行	7,865,477	米ドル	123,510	米ドル
		948,183		千円
買戻し	(14,054,713)	米ドル	(4,296,167)	米ドル
		(1,694,296)		千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純減少	(6,189,236)	米ドル	(4,172,657)	米ドル
		(746,112)		千円
	豪ドル建 中国元 ヘッジクラス		豪ドル建 インドネシア・ルピア ヘッジクラス	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	-	口	-	口
買戻し	(49)	口	(2,086)	口
受益証券口数の純変動	(49)	口	(2,086)	口
金額				
発行	-	米ドル	-	米ドル
		-		千円
買戻し	(5,729)	米ドル	(145,741)	米ドル
		(691)		千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純減少	(5,729)	米ドル	(145,741)	米ドル
		(691)		千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

純資産変動計算書(続き)

2014年11月30日までの6カ月間(未監査)

	米ドル建 ブラジル・リアル ヘッジクラス		米ドル建 中国元 ヘッジクラス	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	18,126 口		1,261 口	
買戻し	(614,400)口		(1,909)口	
受益証券口数の純変動	(596,274)口		(648)口	
金額				
発行	1,267,345 米ドル	152,778 千円	156,003 米ドル	18,806 千円
買戻し	(42,681,760)米ドル	(5,145,286)千円	(237,289)米ドル	(28,605)千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純増加(減少)	(41,414,415)米ドル	(4,992,508)千円	(81,286)米ドル	(9,799)千円
	米ドル建 インドネシア・ルピア ヘッジクラス		米ドル建 米ドルクラス	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	4,010 口		464,007 口	
買戻し	(20,780)口		(888,567)口	
受益証券口数の純変動	(16,770)口		(424,560)口	
金額				
発行	286,284 米ドル	34,512 千円	45,214,482 米ドル	5,450,606 千円
買戻し	(1,534,641)米ドル	(185,001)千円	(85,404,339)米ドル	(10,295,493)千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純増加(減少)	(1,248,357)米ドル	(150,489)千円	(40,189,857)米ドル	(4,844,887)千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

財務ハイライト

2014年11月30日までの6カ月間（未監査）

	豪ドル建 豪ドル ヘッジクラス		豪ドル建 ブラジル・レアル ヘッジクラス	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首純資産価額	84.61	10,200	71.32	8,598
投資純損失 *	(0.44)	(53)	(0.38)	(46)
投資による実現および未実現純利益 / (損失)	(6.62)	(798)	(6.32)	(762)
投資運用による利益 / (損失) 合計	(7.06)	(851)	(6.70)	(808)
受益者への分配	(5.97)	(720)	(2.99)	(360)
期末純資産価額	71.58	8,629	61.63	7,429
トータル・リターン	(8.80) %		(9.72) %	
期末純資産	46,241,809	5,574,450,075	13,848,275	1,669,409,551
平均純資産に対する費用比率	1.08 %		1.08 %	
平均純資産に対する投資損失比率	(1.08) %		(1.08) %	

	豪ドル建 中国元 ヘッジクラス		豪ドル建 インドネシア・ルピア ヘッジクラス	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首純資産価額	117.68	14,186	72.19	8,703
投資純損失 *	(0.66)	(80)	(0.39)	(47)
投資による実現および未実現純利益 / (損失)	1.46	176	(1.86)	(224)
投資運用による利益 / (損失) 合計	0.80	96	(2.25)	(271)
受益者への分配	(1.63)	(196)	(3.26)	(393)
期末純資産価額	116.85	14,086	66.68	8,038
トータル・リターン	0.67 %		(3.23) %	
期末純資産	18,812	2,267,787	326,512	39,361,022
平均純資産に対する費用比率	1.08 %		1.08 %	
平均純資産に対する投資損失比率	(1.08) %		(1.08) %	

* 当期の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

財務ハイライト（続き）

2014年11月30日までの6カ月間（未監査）

	米ドル建 ブラジル・リアル ヘッジクラス		米ドル建 中国元 ヘッジクラス	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首純資産価額	71.38	8,605	123.00	14,828
投資純損失 *	(0.38)	(46)	(0.69)	(83)
投資による実現および未実現純利益 / (損失)	(6.26)	(755)	1.80	217
投資運用による利益 / (損失) 合計	(6.64)	(800)	1.11	134
受益者への分配	(3.60)	(434)	(1.80)	(217)
期末純資産価額	61.14	7,370	122.31	14,744
トータル・リターン	(9.69) %		0.89 %	

期末純資産	116,993,539	14,103,571,126	325,480	39,236,614
平均純資産に対する費用比率	1.08 %		1.08 %	
平均純資産に対する投資損失比率	(1.08) %		(1.08) %	

	米ドル建 インドネシア・ルピア ヘッジクラス		米ドル建 米ドルクラス	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首純資産価額	76.75	9,252	99.17	11,955
投資純損失 *	(0.41)	(49)	(0.53)	(64)
投資による実現および未実現純利益 / (損失)	(2.15)	(259)	(0.67)	(81)
投資運用による利益 / (損失) 合計	(2.56)	(309)	(1.20)	(145)
受益者への分配	(3.60)	(434)	(4.80)	(579)
期末純資産価額	70.59	8,510	93.17	11,232
トータル・リターン	(3.46) %		(1.26) %	

期末純資産	5,036,651	607,168,278	222,363,175	26,805,880,746
平均純資産に対する費用比率	1.08 %		1.08 %	
平均純資産に対する投資損失比率	(1.08) %		(1.08) %	

* 当期の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

コクサイ・ケイマン・トラスト

- 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記

2014年11月30日までの6か月間（未監査）

1. 組織

外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション（以下「サブ・ファンド」という。）は、コクサイ・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島（以下「ケイマン諸島」という。）のオープン・エンド型投資信託として2010年8月3日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の間に締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。サブ・ファンドは、2010年9月28日に運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの受益証券は、複数のクラスが発行されている。当初、管理会社は、米ドル建 米ドルクラス、米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラス、米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの8クラスの受益証券の募集を行った。

ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドルである（以下「機能通貨」または「米ドル」という。）。受託会社は運営通貨建のクラスを指定することができる。受益証券の募集および買戻しはクラスの運営通貨において行われ、クラスの受益証券1口当たり純資産価格は当該運営通貨により計算され値付けされる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの運営通貨は豪ドル、米ドル建 米ドルクラス、米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラス、米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの運営通貨は米ドルである。運営通貨に換算した豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの2014年11月30日現在の受益証券1口当たり純資産価格はそれぞれ84.087豪ドル、72.393豪ドル、137.258豪ドル、78.322豪ドルであった。

サブ・ファンドの投資目的は、コクサイ・トラストのサブ・ファンドであるＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラス（以下「投資先ファンド」という。）への投資を通じて、主として米ドル建のハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長を提供することである。ハイ・イールド債とは、格付機関によりＢＢ＋以下もしくはＢa1以下の格付を付与されているか、または投資先ファンドの投資運用会社がそれらと同等の信用格付状況にあるとみなす社債をいう。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、国際投信投資顧問株式会社（以下「投資顧問会社」という。）である。

２．重要な会計方針

以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎営業日および受託会社が決定するその他の日（それぞれ「会計日」という。）に計算される。サブ・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。米ドル建てで計算される米ドル建 米ドルクラス、米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラスおよび米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスを除き、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は米ドル建てで計算され豪ドルに換算される。各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は通常各「営業日」（ニューヨーク、ロンドンおよび東京における国、州または地域の銀行が営業を行っている日、かつロンドン証券取引所（以下「ＬＳＥ」という。）およびニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という。）が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日）において計算される。

公正価値測定 - サブ・ファンドは、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層を用いて投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル１測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル３測定）としている。当該指針が設定する３つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・レベル１ - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル２ - 公正価値測定には、レベル１に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル３ - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可

能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、受託会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2014年11月30日現在、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資は、レベル２インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資信託およびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社のための会計指針に従って１株当たり純資産価格で計算された投資先ファンドに対する投資の公正価値を見積もるにあたり、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した正式な解釈指針に従う。その結果、当該投資対象の１株当たり純資産価格が、公正価値を表象しているとサブ・ファンドが判断した場合には、サブ・ファンドは、投資先ファンドに対する投資の公正価値を当該投資対象の１株当たり純資産価格（またはこれに相当するもの。）で計上し、それ以上の調整は行わない（実務的簡便法）。投資会社のための会計指針は、サブ・ファンドが実務的簡便法を行うことについて、報告対象の測定日現在の投資会社のための会計指針に準拠して決定された投資対象の１株当たり純資産価格である場合に限り認めている。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「ＯＴＣ」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル１またはレベル２に分類される。

ＯＴＣデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）の評価は、それが入手可能かつ信頼性のあるものと考えられる場合、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値）を用いて行なわれる。評価モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な先渡しのような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらの流動性の低いＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、受託会社は、観察可能なインプットを反映するためレベル１およびレベル２のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル３に反映される。

以下の表は、資産負債計算書に計上される金融商品を2014年11月30日現在の評価ヒエラルキーに基づき表題およびレベルごとに示すものである。*

資産	同一の投資対象の活発な市場における未調整の公表価格（レベル１）	重要なその他の観察可能なインプット（レベル２）	重要な観察不能なインプット（レベル３）	2014年11月30日現在の公正価値
投資先ファンドへの投資	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
コクサイ・トラストのサブ・ファンドの１つであるＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラス	-	403,215,477	-	403,215,477
投資先ファンドへの投資合計	-	403,215,477	-	403,215,477

金融デリバティブ商品**

資産

外国為替予約取引	-	1,003	-	1,003
----------	---	-------	---	-------

負債

外国為替予約取引	-	(1,966,806)	-	(1,966,806)
----------	---	-------------	---	-------------

合計	-	(1,965,803)	-	(1,965,803)
----	---	-------------	---	-------------

* 有価証券の分類に関する詳細については、投資有価証券明細表を参照のこと。

** 為替予約取引のような金融デリバティブ商品は、商品の未実現評価益 / (評価損) で評価されている。

2014年11月30日までに終了した期間中に、レベル1、レベル2およびレベル3の間で移動はなかった。サブ・ファンドは、期末時点における投資有価証券の各レベルへの移動および各レベルからの移動を計上する。

2014年11月30日時点において、レベル3に該当する有価証券はなかった。

(B) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。

(C) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(D) 分配方針

管理会社は、その裁量により、毎月24日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日とする。）に、すべてのクラスについて、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

2014年11月30日までの6か月間において宣言され支払われた分配は、以下の通りである。

受益者に対する分配	金額（米ドル）
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	4,093,575
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	733,412
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	342
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	19,455
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	7,673,414
米ドル建 中国元ヘッジクラス	4,976
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	281,832
米ドル建 米ドルクラス	12,936,099

合計

25,743,105

(E) 現金および外貨

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(F) 定期預金

サブ・ファンドは、管理会社の判断に従い、保管会社を通じて、余剰現金残高を一または複数の適格預金機構の翌日払定期預金に預け入れる。これは、サブ・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。現金需要が少ない期間中、サブ・ファンドは現金預金につき手数料を支払うことがあり、この結果、サブ・ファンドに金利費用が発生する可能性がある。

(G) 外国為替予約取引

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、日本円投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

サブ・ファンドは、その投資対象をヘッジするため、または収益を向上することを目指して、デリバティブ商品を利用することができる。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、見積みヘッジを含むヘッジ目的で為替予約取引を利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドが、サブ・ファンドのその他の保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動とヘッジされていた当該保有財産の価額変動とがサブ・ファンドの期待したようには合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させるという保証、またヘッジ取引が利用できるまたは費用効率の良いものとなる保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。リターン向上を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。当該6か月間について、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2014年11月30日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク* (米ドル)
デリバティブ資産	
外国為替予約取引に係る未実現評価益	\$ 1,003
デリバティブ負債	
外国為替予約取引に係る未実現評価損	\$ (1,966,806)

* 総額は資産負債計算書の外国為替予約取引に係る未実現評価益 / (評価損) に記載されている。

2014年11月30日までに終了した期間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク (米ドル)
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益 / (損失)	
外国為替予約取引に係る実現純損失	\$ (15,949,525)
運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益 / (評価損) の変動	
外国為替予約取引に係る未実現評価益の純変動	\$ (880,686)

2014年11月30日までに終了した期間における外国為替予約取引の月間平均元本は以下のとおりであった。

	(米ドル)
ファンド・レベル*	\$ 900,836
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	\$ 56,937,527
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	\$ 17,734,925
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	\$ 24,946
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	\$ 435,702
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	\$ 156,011,835
米ドル建 中国元ヘッジクラス	\$ 354,222
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	\$ 6,110,531

* 全てのクラスにおいて外国為替予約取引が存在した。

３．投資先ファンド

本「３．投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2014年５月31日の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2014年11月30日現在の情報と一致している。

投資先ファンドの組織

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」という。）は、コクサイ・トラストの３つ目のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託として2009年９月２日に設立された。コクサイ・トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるインタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）が行った信託宣言に従って設立された。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改訂済）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドから投資者に対して、ＵＳＨＹＦ日本円クラス、ＵＳＨＹＦ米ドル・クラス、ＵＳＨＹＦ豪ドル・クラス、ＵＳＨＹＦブラジル・レアル・クラス、ＵＳＨＹＦインドネシア・ルピア・クラス、ＵＳＨＹＦ中国元クラス、ＵＳＨＹＦリソース・カレンシー・クラス、ＵＳＨＹＦ新トルコ・リラ・クラス、ＵＳＨＹＦメキシコ・ペソ・クラスおよびＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラスの10クラスの受益証券が募集されている。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは受益証券の販売による手数料その他の報酬を得ていない。

ＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラスを除き、各クラスは、日本円で申込みが行われる。ＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラスは、米ドルで申込みが行われる。ＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラスを除き、各クラスは、為替予約取引または直物為替先渡取引を用いてクラスの表示通貨を米ドルに対してヘッジする。ＵＳＨＹＦメキシコ・ペソ・クラスが、2013年５月29日付で運用を開始した。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドルである（以下「機能通貨」または「米ドル」という。）。受託会社は運営通貨建のクラスを指定することができる。受益証券の募集および買戻しはクラスの運営通貨において行われ、クラスの受益証券１口当たり純資産価格は当該運営通貨により計算され値付けされる。米ドルで報告されるＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラスを除き、全てのクラスの運営通貨は日本円である。運営通貨に換算したＵＳＨＹＦ日本円クラス、ＵＳＨＹＦ米ドル・クラス、ＵＳＨＹＦ豪ドル・クラス、ＵＳＨＹＦブラジル・レアル・クラス、ＵＳＨＹＦインドネシア・ルピア・クラス、ＵＳＨＹＦ中国元クラス、ＵＳＨＹＦリソース・カレンシー・クラス、ＵＳＨＹＦ新トルコ・リラ・クラス、ＵＳＨＹＦメキシコ・ペソ・クラスの2014年５月31日時点の受益証券１口当たり純資産価格はそれぞれ0.939円、1.237円、1.095円、0.872円、0.921円、1.150円、0.912円、1.045円、0.982円であった。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資目的は、主として米ドル建のハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長の提供を追求しつつ、米ドルの外国為替エクスポージャーを該当クラスにより表示される選択された通貨（日本円、豪ドル、ブラジル・レアル、インドネシア・ルピア、新トルコ・リラ、中国元およびメキシコ・ペソ）に変換することである。ＵＳＨＹＦリソース・カレンシー・クラスは、一般に対米ドルでヘッジされた豪ドル、ブラジル・レアル、メキシコ・ペソおよび南アフリカランド建の外国為替予約ロング・ポジションを含む、リソース通貨バスケットを使用して対米ドルでヘッジされる。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資顧問会社は、ＪＰモルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「投資顧問会社」という。）である。

投資先ファンドの重要な会計方針の要約

以下は、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）は、受託会社の最終的な許可の下、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのすべての資産評価を行う。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額は、各「営業日」（ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日ならびにニューヨーク市および日本における銀行が営業を行っている日のうち、ロンドンの銀行もしくはロンドン株式市場（以下「ＬＳＥ」という。）の休日を除いた日、または受託会社が決定するその他の日（以下、それぞれ「会計日」という。））に計算される。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、純資産価額が米ドル建で算出されるＵＳＨＹＦノン・ヘッジ・クラスを除き、米ドル建で計算され、日本円建に換算される。各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、通常、ロンドンの銀行またはＬＳＥの休日を除く毎営業日に計算され、受益証券１口当たり純資産価格の数値は、小数第４位に調整される。

(B) 有価証券評価

純資産価額の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券の発行市場において直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立した価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。

国内および海外の確定利付証券および非上場デリバティブは、通常、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格決定サービスより入手された相場に基づき評価される。独立した価格決定サービスから入手した価格は、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。遅延引渡基準で購入された一定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。上場オプション、上場先物および上場先物オプションは、関連取引所により決定される決済価格で評価される。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受益証券の純資産価額は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動に影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建有価証券の評価額は、ニューヨーク証券取引所（以下、「NYSE」という。）が休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価額が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、受託会社により誠実に決定された公正価値で評価される。受託会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能でない一定の有

価証券または投資は、受託会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して決定される。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値の情報、ブローカー気配）が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。受託会社は、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券または資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが純資産価額を決定するために、公正価値を決定する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、投資顧問会社または投資顧問会社の指示に基づき行為する者により、公正価値を正確に反映すると判断されるその他の方法で価格を決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの方針は、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、受託会社またはその指示に基づき行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却（例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。）された場合にＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは保証できない。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

投資有価証券

活発な市場における取引相場価格に基づいて評価され、したがってレベル１に分類される投資有価証券には、短期金融証券、普通株式および定期預金が含まれる。当該金融商品は、ファンドが大きなポジションを保有しているために、ファンドがその証券を売却することによって公表価格に相当な影響を与える可能性があるような場合でも、公表価格を使用する。

活発とはみなされない市場で取引されるが、取引相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットによって支持される代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル２に分類される。これらの有価証券には、適格投資社債、ソブリン債およびデリバティブが含まれる。レベル２投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限が課せられたポジションが含まれるため、評価額は、非流動性および／または非譲渡性を反映すべく調整されることがあり、この場合一般に入手可能なマーケット情報に基づいている。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル１またはレベル２に分類される。

為替予約取引を含むＯＴＣデリバティブは、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプット

の相関性が含まれる。一般的な先渡しのような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのOTCデリバティブのうち、流動性が低いまたはインプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらの流動性の低いOTCデリバティブの評価に、レベル1および/またはレベル2のインプットが利用されることがある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

以下の表は、資産負債計算書に計上される金融商品を2014年5月31日現在の評価ヒエラルキーに基づき表題およびレベルごとに示すものである。

資産	同一の投資対象の活 発な市場における未 調整の公表価格 （レベル１） 米ドル	重要なその他の観察可能な インプット （レベル２） 米ドル	重要な観察不能 なインプット （レベル３） 米ドル	2014年５月31日現在 の公正価値 米ドル
債務証券				
オーストラリア	-	10,837,090	-	10,837,090
カナダ	-	42,348,630	-	42,348,630
フランス	-	4,394,594	-	4,394,594
アイルランド	-	13,958,174	-	13,958,174
ルクセンブルグ	-	54,234,508	-	54,234,508
オランダ	-	26,095,488	-	26,095,488
英国	-	21,645,887	-	21,645,887
アメリカ合衆国	-	1,383,538,634	-	1,383,538,634
短期投資有価証券			-	
定期預金	25,996,510	-	-	25,996,510
投資有価証券合計	25,996,510	1,557,053,005	-	1,583,049,515
金融デリバティブ商品*				
資産				
為替予約取引	-	1,441,559	-	1,441,559
負債				
為替予約取引	-	(2,447,101)	-	(2,447,101)

* 為替予約取引のような金融デリバティブ商品は、商品の未実現評価益 / （評価損）で評価されている。

2014年５月31日に終了した年度中に、レベル１、レベル２およびレベル３の間で移動はなかった。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、期末時点における投資有価証券の各レベルへの移動および各レベルからの移動を計上する。

2014年５月31日時点において、レベル３に該当する有価証券はなかった。

(C) 有価証券取引および投資収益

財務報告の目的上、有価証券取引は約定日現在において計上される。発行日取引基準または遅延引渡基準で売買される有価証券は、取引日から１ヶ月後またはそれより後に決済される場合がある。有価証券の売却による実現損益は個別法に基づき計上される。有価証券のプレミアムおよびディスカウントは、実効利回り基準に基づき償却 / 増価される。ディスカウントの増価およびプレミアムの償却を調整された受取利息は、発生主義で計上される。回収が期待されない有価証券に係るクーポン収入は、認識されない。プレミアムの償却およびディスカウントの増価は最終利回りベースで計上される。ローン関連その他の資産担保証券（もしあれば）の返済損益は、損益計算書において金利収入を構成するものとして計上される。

(D) 分配方針

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、分配宣言および分配金の再投資（現金または現物による）手続をクラス毎に行う。分配は、月次ベースで行う予定であり、その金額は、（ ）実現純キャピタル・ゲイン（ヘッジ・ポジションを含む。）、未実現純キャピタル・ゲインおよび純利益から拠出された正（プラス）の総額、ならびに、（ ）各クラスの純資産総額にポートフォリオの利回りを乗じて計算される、有価証券ポートフォリオの利回りに基づく見積りの理論上の収益からファンド費用および通貨ヘッジ・プレミアム（費用）を控除した金額のいずれか大きい金額として計算することが検討されている。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、管理事務代行会社によって上記により決定された大きい方の金額を月次ベースで、各クラスの受益者に対して分配を宣言し、また分配金を再投資する。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、前月の最終営業日または受託会社が単独の裁量によって決定するその他の日（以下「基準日」という。）に当月の分配を宣言し、また、通常、当月の10暦日目の日より前（当該日が営業日でない場合またはロンドンの銀行またはロンドン証券取引所が休日の場合には、翌営業日）か、または受託会社がその単独の裁量によって決定するその他の日（以下「配当日」という。）において当該分配を行う。各クラスの受益者は、分配の再投資を選択したため、該当する配当日に受益証券が発行される。

(E) 現金および外貨

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する米ドル以外の通貨建有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(F) 定期預金

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、受託会社の判断に従い、保管会社を通じて、余剰現金残高をひとつまたは複数の適格預金機関の翌日払定期預金に預け入れる。これは、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。現金需要の少ない期間中、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは現金預金につき手数料を支払うことがあり、この結果、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに金利費用が発生する可能性がある。

(G) 外国為替予約取引

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画設定された有価証券売買に関連する外国為替予約取引を締結することができる。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する２当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外

国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

(H) デリバティブ商品

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、デリバティブ商品をA S C 815に基づくヘッジ商品に指定しない。

U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、先物および外国為替予約を含む様々なデリバティブ商品（各商品の主たるリスクエクスポージャーを金利リスク、信用リスクまたは為替リスクとする。）を主に売買目的で、取引することができる。外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。当期において、U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2014年5月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値 A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク* (米ドル)
デリバティブ資産	
外国為替予約取引に係る未実現評価益	\$ 1,441,559
デリバティブ負債	
外国為替予約取引に係る未実現評価損	\$ (2,447,101)

* 総額は資産負債計算書の外国為替予約取引に係る未実現評価益 / (評価損) に記載されている。

2014年5月31日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替 (米ドル)
運用によって認識されたデリバティブに係る 実現利益 / (損失)	
外国為替予約取引に係る実現純損失	\$ (85,351,950)
運用によって認識されたデリバティブに係る 未実現評価益 / (評価損) の変動	
外国為替予約取引に係る未実現評価益の純変動	\$ 25,964,594

(1) 受益証券

2014年5月31日現在、すべての発行済受益証券は、コクサイ・アセット・マネジメント・リミテッドによって設立された二つの受益者の名義で保有されている。当該二受益者は、純資産における持分をすべて保有している。

受益証券は、クラス別に発行され、U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの利益および分配において適用可能な範囲で、以下に詳述されるとおり、純資産価額の割合で按分され、また償還時には、資産について純資産価額割合で按分される。受益証券は、無額面であり、発行時に全額が払い込まれなければならない、優先権や新受益証券引受権を有しない。管理事務代行会社は、1口でまたは端数口で受益証券を発行することができる。

受託会社は、受益者が保有するすべてまたは一部の受益証券を買い戻すことができる。これは、受益者に開示された交換または転換方針を実行するためであり、その方法は、あるクラスの受益証券（以下「旧受益証券」という。）を他のクラスの受益証券（以下「新受益証券」という。）に交換するにあたり、受益者のために旧受益証券を買い戻した直後に当該買戻代金で新受益証券を再申込みすることによって行われる。

U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドにおける当初募集後の受益証券は、購入時における該当クラスの純資産価額で購入される。各クラスの各受益証券は、該当する受益証券クラスに適切に配分されたファンド資産に参加する権利を有している。受託会社によって、端数の受益証券が発行されることがある。すべての受益証券は、受託会社の裁量で発行される。

米ドル建で支払われるU S H Y F ノン・ヘッジ・クラスを除き、全てのクラスにつき発行金額は日本円建で支払われる。米ドルで決定されるU S H Y F ノン・ヘッジ・クラスを除き、全てのクラスにつき純資産価額は日本円建で決定される。U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨は米ドルとする。

受託会社は、既存の受益者の同意を得ることなく、コクサイ・トラストの新規シリーズおよび/またはU S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの新規クラスを異なる申込通貨または機能通貨で設定することができる。

受益証券の申込み

U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行の休日ならびに受託会社がその裁量により決定するその他の日時を除く毎営業日に、受益証券の申込みを受諾する

（以下、それぞれの日を「申込日」という。）受託会社またはその委託者は、単独の裁量により、受益証券の申込みを受諾または拒否することができる。受託会社またはその委託者は、単独の裁量により最低当初発行金額を放棄することができる。追加受益証券は、申込日における当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格で発行される。

買戻し

受益者は、ＬＳＥまたはロンドンの銀行の休日を除く毎営業日ならびに受託会社はその裁量により決定するその他の日時（以下、それぞれの日を「買戻日」という。）に、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対して、保有する受益証券のすべてまたは一部について買戻しを請求することができる。受益者は、管理事務代行会社に対して、買戻日のNYSEの終了時前または受託会社が適切とみなす時刻までに買戻日現在の受益証券買戻請求を提示しなければならない。当該時刻を過ぎて受領された申込みは、翌営業日に受領したものとみなされる。

買戻請求は、買戻日、および買戻しを行う受益者の受益証券の割合、受益者の受益証券の具体的な口数または買い戻しを行う受益証券の日本円もしくは米ドルでの金額のいずれかを特定しなければならない。

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが、当該買戻し日またはそれより前に清算を開始した場合、いかなる買戻請求も有効とはならない。買戻価格は、買戻日における当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格である。

受託会社は、その単独の裁量またはその委任された権限により、受益者による買戻しの条件を放棄または修正することができる。

(J) ハイ・イールド債

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、主にハイ・イールド債に投資する。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴う米国政府および企業に投資を行うことができる。ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはまた、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失った投資対象にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢または特定のソブリン発行体もしくは業種に影響を与える経済的要因の変化、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

(K) ソブリン債

ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、新興国が発行または保証したソブリン債に対して投資することができる。ソブリン債に対する投資は、高度のリスクを伴う。ソブリン債の返済を管理する政府機関は、かかる債務の要項に従って期限が到来した際に、元本および／または利息を返済することができないか、またはその意思がないことがある。期限の到来している元本および利息を適時に返済する政府機関の意思または能力は、特に、キャッシュ・フローの状況、外貨準備の程度、支払期限が到来している日付に十分な外国為替が利用できるかどうか、経済全体に対する債務返済負担の相対的な規模、国際通貨基金に対する政府機関の方針、および政府機関が服することになる政治的な制約といった要因により影響を受けることがある。政府機関はまた、自己の債務の元本および利息の滞納額を削減する、米国以外の政府、多国間機関およびその他の国際組織からの期待される支出に依存していることもある。このような支出を行う当該政府、政府機関およびその他における約定は、経済改革および／または経済活動、ならびにかかる債務者の債務の適時の返済の実施が条件となっていることがある。こうした改革の実施、このような水準の経済活動の達成、または期限が到来した際に、元本および利息の返済ができないことにより、政府機関に資金を貸し付けるという当該第三者の約定が解除されることになる場合があり、それにより、債務を適時に返済するというかかる債務者の能力または意思がさらに損なわれ

ることがある。結果として、政府機関が自己のソブリン債を履行しない場合がある。ソブリン債の保有者は、かかる債務の繰延べに参加すること、および政府機関に対して追加貸付けを行うことを要請される場合がある。政府機関による不履行が発生した場合、かかる債務の回収のための効果的な法的救済手段は、ほとんどないかまったくないことがある。

４．受益証券

2014年11月30日現在、すべての発行済受益証券は、サブ・ファンドの純資産に対する持分の100%を表象する、単一の関連受益者名義で保有されており、当該受益証券保有者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 発行

当初払込日（当該日を含む。）以後、サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の関連するクラス受益証券の１口当たり純資産価格で発行される。

特定の営業日に取り扱われるためには、管理会社が別段の合意をしない限り、取得申込書類が、当該営業日の指定時刻（ルクセンブルグ時間13時）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、適用される営業日（当該営業日を含む。）から４営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島刑事訴訟法（2008年）（随時改訂される。）および管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

(B) 買戻し

当初払込日（当該日を含む。）以後、受益者は、いずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻し請求を行うことができる。受益証券の買戻しの申込みが営業日に処理されるためには、当該申込みは、営業日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の買戻し請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。買戻し請求は、管理会社が別途同意しないかぎり、受益者により取り消すことができない。

受益証券の買戻し価格は、買戻し請求が受諾された営業日現在の当該クラスの受益証券 1 口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金された買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。買戻しは 1 口単位で行われなければならない。

買戻代金の支払は通常、適用される営業日（同日を含む）から 4 営業日目に行われるかまたは関係する市場において銀行が決済を行っていない場合においては該当する営業日後可能な限り速やかに行われる。

5. リスク要因

受益証券は相当な損失リスクを伴う投機的かつ非流動的な有価証券であり、サブ・ファンドへの投資が全ての投資計画を示すものではなく、サブ・ファンドへの投資に係るリスクを完全に理解し、これを引き受ける能力を有する精通した者のみがかかる投資を行うにふさわしい。サブ・ファンドの債務証券への集中は一定のポートフォリオにとって適切でない場合がある。以下のリスクの概要におけるサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資およびポートフォリオに関わる両方のリスクについての言及である。以下の考察は、サブ・ファンドへの投資に係る全てのリスクを完全に列挙することを意図したものではなく、サブ・ファンドへの投資の前に慎重に検討されるべきものである。

(A) 市場リスク

市場リスクとは、サブ・ファンドが投資を行なっている 1 または複数の市場価値が下落するリスクをいい、急激かつ予測不能な市場の下落の可能性も含まれる。選択リスクとは、サブ・ファンドの経営陣の選択した有価証券が市場平均、関連指標または他のファンドが選択した同様の投資目標および投資戦略を有する有価証券を下回るリスクをいう。

(B) 為替リスク

受益証券 1 口当たり純資産価格の算定は、日本円以外の通貨建てにより行われるため、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合がある。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス

主要投資対象とする外国の投資信託証券は、米ドル建資産へ投資し、当クラスにおいて原則として対豪ドルで為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかるが、完全に為替リスクを排除することはできない。また、豪ドル金利が米ドル金利より低い場合、豪ドルと米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意されたい。

各通貨クラス（米ドル建 米ドルクラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジクラスを除く。）

主要投資対象とする外国の投資信託証券は、米ドル建資産へ投資し、各通貨クラスにおいて原則として各通貨クラスのヘッジ対象通貨に対して為替ヘッジを行う。そのため、各通貨クラスのヘッジ対象通貨が各通貨クラスの受益証券１口当たり純資産価格の表示通貨に対して強くなれば受益証券１口当たり純資産価格の上昇要因となり、弱くなれば受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となる。また、各通貨クラスのヘッジ対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意されたい。

なお、一部の通貨については、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（以下「ＮＤＦ」という。）を利用することにより為替ヘッジを行う場合がある。

ＮＤＦの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合がある。この結果、受益証券１口当たり純資産価格の値動きは、実際の当該ヘッジ対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合がある。

（Ｃ）金利変動リスク

実質的に投資している債券の発行国・地域の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、受益証券１口当たり純資産価格の変動要因となる。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション（注）が長いほど大きくなる。また、ハイ・イールド債は、景気などの投資環境の変化、発行企業の業績等の影響を受けることにより、債券価格は大きく変動し、受益証券１口当たり純資産価格の変動要因となる。

（注）デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標である。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その年度中の金利変動に対する債券価格の変動（感応度）が大きくなる。

（Ｄ）信用リスク

信用リスクとは、証券の発行体が、支払期限が到来した際に、元利金の支払ができないというリスクである。発行体の信用格付または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、サブ・ファンドの当該発行体に対する投資の価額に影響することがある。信用リスクの程度は、発行体の財務状態および債務の要項の双方による。サブ・ファンドが間接的に投資する可能性のある、格付が低い、または格付がない確定利付証券に対する投資は、格付が高い証券に対する投資よりも一般的に大きな利益および収益の機会を提供するが、通常、（かかる証券発行体のデフォルトまたは破産の可能性を含む）より大きなリスクを伴う。

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、受益証券１口当たり純資産価格も大きく変動する場合がある。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、受益証券１口当たり純資産価格は下落し、損失を被ることがある。一般的に、ハイ・イールド債のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられる。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性がある。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

（Ｅ）流動性リスク

有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいう。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、または買戻金額の規模によっては、組入る有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となる。

一般的に、ハイ・イールド債のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができない可能性がある。

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが難しい場合に存在する。流動性の低い証券に対するサブ・ファンドの投資は、非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないという可能性があるため、サブ・ファンドのリターンを減少させることがある。サブ・ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび/または信用リスクを伴う証券に関わる場合、サブ・ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

(F) カウンター・パーティーおよびブローカーのリスク

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行および証券会社を含む。）が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

サブ・ファンドは、各カウンター・パーティーとの間で基本相殺契約を締結することにより、カウンター・パーティーの信用リスクにさらされる可能性を減らす努力をしている。基本相殺契約により、サブ・ファンドは、カウンター・パーティーの信用力が一定水準を下回った場合に当該基本相殺契約の下で行なわれている全ての取引を終了する権利を与えられる。基本相殺契約は各当事者に対し、相手方当事者が債務不履行に陥りまたは契約が解除された場合に、当該基本相殺契約の下で行なわれている全ての取引の精算を行ない、各取引における未払額を一方当事者から他方当事者に対する1つの債務に相殺する権利を与える。一般にサブ・ファンドがOTCデリバティブに関連してカウンター・パーティーの信用リスクにより被る損失リスクの最大値は、カウンター・パーティーがサブ・ファンドに対し差し出した担保を超える、未実現評価益およびカウンター・パーティーの未払債務の合計額である。サブ・ファンドは、カウンター・パーティーのためにOTCデリバティブにつき、未決済デリバティブ契約における各カウンター・パーティーの未実現評価益の金額以上の担保を最低移転規定に従い提供することを求められる場合があり、当該担保（もしあれば）は、投資有価証券明細表において特定される。

(G) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有する資金または証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(H) 決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものとはかなり異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または引渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一定の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題は、サブ・ファンドが取引を行うことを困難にする可能性がある。サブ・ファンドが証券購入について決済できずまたは決済を遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンがなくなる可能性がある。サブ・ファンドが証券の売却の決済をすることができずもしくは決済を遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてサブ・ファンドが責任を負う可能性がある。

(I) 通貨リスク

サブ・ファンドが投資をする有価証券その他の金融商品は、米ドル建であるかまたは米ドルにより値付けされていなければならない。そのため、外国為替レートの変動は、サブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を与える可能性がある。一般に「通貨リスク」として知られるかかるリスクは、サブ・ファンドの機能通貨が強い場合には投資家へのリターンが減少する一方、弱い場合にはかかる利回りが増加する可能性があることを意味する。

(J) デリバティブ

サブ・ファンドは、その投資対象をヘッジするため、または収益を向上することを目指して、デリバティブ商品を利用することがある。デリバティブによって、自己のリスク・エクスポージャーを他の種類の商品よりも迅速かつ効率的に増減させることができる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴う。

- ・信用リスク - デリバティブ取引におけるカウンター・パーティー（取引の相手方当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスク - 比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスク - 一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、見積りヘッジを含む経済的ヘッジ目的でデリバティブを利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドが、サブ・ファンドのその他の保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動とヘッジされていた当該保有財産の価額変動とがサブ・ファンドの期待したようには合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させるという保証、またはヘッジ取引が利用できるまたは費用効率の良いものとなる保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターンの向上を目指してデリバティブを利用することができるため、サブ・ファンドがヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用

する場合に比べて、その投資対象により、より大きな前記のリスクをサブ・ファンドは負担することとなる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

(J) ハイ・イールド債

サブ・ファンドは、主にハイ・イールド債に間接的に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴う米国政府および企業に投資を行うことができる。サブ・ファンドはまた、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失った投資対象にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢または特定のソブリン発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因の変化、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

(J) ソブリン債務および企業債務

サブ・ファンドは、主にソブリン債発行体および企業債務に間接的に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴うソブリン債発行体および企業に投資を行うことができる。サブ・ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失ったソブリン債発行体および企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢または特定のソブリン債発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因の変化、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

6．保証および補償

サブ・ファンドの設立契約書類に基づき、一定の関係者（受託会社および投資顧問会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する業務の遂行により生じることがある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結している。当該契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象に関し、サブ・ファンドに対して行われることがある、将来的な請求が含まれるため、未知である。ただし、現時点において、サブ・ファンドが当該契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

7．所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金も当トラストを構成する不動産、および当トラストの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改訂後）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引および事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会－会計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高いかどうかの閾値を超過した税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、利権または賦課金はない。

2014年11月30日現在、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄の調査対象となる課税年度は税務管轄によって異なり、消滅時効に基づき、2010年（運用開始日）から現在の会計年度までの期間のいずれかである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度は、2010年（運用開始日）から2014年11月30日までである。

8．報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、5億米ドルまでの部分について年率0.05%、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04%、10億米ドル超の部分について年率0.03%を受領する権利を有する。各シリーズについて資産ベースの最低報酬は月間45,000米ドルとする。2014年11月30日までの6か月間に、管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬および2014年11月30日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

保管会社は、純資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領する。保管会社は、英文目論見書における記載のとおり、合意済の取引手数料の支払を受ける権利を有し、サブ・ファンドの資産から適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受ける。保管会社は、年間5,000米ドル最低報酬を受領する。2014年11月30日までの6か月間に、保管会社が稼得した報酬および2014年11月30日現在における保管会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2014年11月30日までの6か月間に、受託会社が稼得した報酬および2014年11月30日現在における受託会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の0.38%を年間報酬として受領する。かかる報酬は、毎日発生し四半期毎に支払われる。2014年11月30日までの6か月間に、投資顧問会社が稼得した報酬および2014年11月30日現在における投資顧問会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 代行協会員報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、日本証券業協会の規則および要件を確実に遵守して、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2014年11月30日までの6か月間に、代行協会員が稼得した報酬および2014年11月30日現在における代行協会員への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）は、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.50%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2014年11月30日までの6か月間に、日本における販売会社が稼得した報酬および2014年11月30日現在における日本における販売会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2014年11月30日までの6か月間に、管理会社が稼得した報酬および2014年11月30日現在における管理会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、政府手数料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、設立費用ならびに監査報酬を含むが、これらに限定されない。

9. 関連当事者に対する投資

サブ・ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で外国為替予約取引を締結することができる。2014年11月30日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で未決済であるすべての為替予約取引は、投資有価証券明細表に開示されている。2014年11月30日までの6か月間において、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの外国為替予約取引の実現純評価損は28,221米ドルとなり、これは外国為替予約取引の利益（損失）の一部として損益計算書に開示されている。

10. 後発事象

受託会社は、財務書類の公表日である2015年1月16日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2014年12月1日から2015年1月16日までの発行金額は、5,050,328米ドルであり、買戻金額は、28,419,522米ドルであった。配当金額は、3,605,854米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告されるその他の後発事象はない。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

投資有価証券明細表

2014年11月30日までの 6 カ月間（未監査）

投資先ファンドへの投資 - 99.5%	受益証券口数	純資産比率（％）	評価額（米ドル）
コクサイ・トラスト - ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの ＵＳＨＹＦ ノン・ヘッジ・クラス	41,069,003,527	99.5%	403,215,477
投資先ファンドへの投資合計（原価 \$411,857,215）		99.5	403,215,477
現金およびその他の資産を上回る負債		0.5	1,938,776
純資産		100.0%	405,154,253

2014年11月30日現在、サブ・ファンドは、ＵＳ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産の36.69%を所有している。サブ・ファンドの投資先ファンドにおける個別銘柄の公正価値の持分割合は、サブ・ファンドの純資産の5%を超過していた。

2014年11月30日現在のサブ・ファンド・レベルの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現純評価益 ／（評価損） （米ドル）
AUD	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	5,876	12/01/2014	USD	5,011	-	(9)	(9)
AUD	シティバンクＮ．Ａ．	117,933	12/01/2014	USD	100,585	-	(189)	(189)
AUD	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	109	12/02/2014	USD	93	-	-	-
AUD	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	63	12/02/2014	USD	54	-	-	-
AUD	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	705,528	12/02/2014	USD	601,512	-	(896)	(896)
AUD	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	2,938	12/02/2014	USD	2,505	-	(4)	(4)
AUD	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	123,627	12/02/2014	USD	105,401	-	(157)	(157)
AUD	シティバンクＮ．Ａ．	6,722	12/02/2014	USD	5,740	-	(18)	(18)
AUD	シティバンクＮ．Ａ．	5,128	12/02/2014	USD	4,379	-	(14)	(14)
AUD	シティバンクＮ．Ａ．	113,616	12/02/2014	USD	97,029	-	(308)	(308)
USD	シティバンクＮ．Ａ．	531,614	12/01/2014	AUD	623,298	1,000	-	1,000
USD	シティバンクＮ．Ａ．	862	12/02/2014	AUD	1,010	3	-	3
						1,003	(1595)	(592)

2014年11月30日現在の豪ドル建 豪ドルヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現純評価益 ／（評価損） （米ドル）
AUD	シティバンクＮ．Ａ．	54,390,688	01/05/2015	USD	47,285,677	-	(1,099,315)	(1,099,315)

2014年11月30日現在の豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現純評価益 ／（評価損） （米ドル）
BRL	シティバンクＮ．Ａ．	35,580,379	01/05/2015	USD	13,819,672	-	(84,046)	(84,046)

2014年11月30日現在の豪ドル建 中国元ヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現純評価益 ／（評価損） （米ドル）
CNY	シティバンクＮ．Ａ．	115,741	01/05/2015	USD	18,850	-	(91)	(91)

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

投資有価証券明細表（続き）

2014年11月30日までの6カ月間（未監査）

（通貨：米ドル）

2014年11月30日現在の豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現純評価益 ／（評価損） （米ドル）
IDR	シティバンクＮ．Ａ．	3,993,234,366	01/05/2015	USD	329,194	-	(3,900)	(3,900)

2014年11月30日現在の米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現純評価益 ／（評価損） （米ドル）
BRL	シティバンクＮ．Ａ．	302,059,146	01/05/2015	USD	117,324,256	-	(715,870)	(715,870)

2014年11月30日現在の米ドル建 中国元ヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現純評価益 ／（評価損） （米ドル）
CNY	シティバンクＮ．Ａ．	1,996,667	01/05/2015	USD	325,166	-	(1,545)	(1,545)

2014年11月30日現在の米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの未決済外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現純評価益 ／（評価損） （米ドル）
IDR	シティバンクＮ．Ａ．	62,131,329,561	01/05/2015	USD	5,121,747	-	(60,444)	(60,444)

デリバティブ商品の価値

下表は、相殺取扱いの可能性を含めたサブ・ファンドのデリバティブ持ち高の要約である。デリバティブ商品の詳細については、財務書類に対する注記の注2 デリバティブ商品および注5 リスク要因のセクションを参照のこと。

	取引相手方	デリバティブ 資産の価値 （米ドル）	デリバティブ 負債の価値 （米ドル）	受領担保 （米ドル）	差入担保 （米ドル）	相殺額* （米ドル）
店頭デリバティブ 外国為替予約取引	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ アンド・カンパニー	-	(1,066)	-	-	(1,066)
	シティバンクＮ．Ａ．	1,003	(1,965,740)	-	-	(1,964,737)
合計額		1,003	(1,966,806)	-	-	(1,965,803)

*相殺額は債務不履行時に相手方当事者に対して生じる債権／（債務）を表す。相殺は同じ当事者による同じ法的契約の下で行なわれる取引間において認められる。

通貨略称	
AUD	豪ドル
BRL	ブラジル・レアル
CNY	中国元
IDR	インドネシア・ルピア
USD	米ドル

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額（平成26年12月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約45億円）

発行済株式総数 1,002,080株

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

平成21年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成22年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成23年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成24年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成25年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成26年12月末日	37,117,968.52米ドル

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）は、以下の場合、かかる任命を直ちに解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 法律が許容する限り速やかに管理会社の解任にかかる特別決議が定時投資主総会において受益者により可決された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺または（信託証書に定義される）重過失の場合を除き、サブ・ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、（ ）サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは（ ）管理会社の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、前記の者を前記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺または（信託証書に定義される）重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成26年12月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の総額
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。）	73	8,188,491,563.29米ドル

（３）その他

本半期報告書提出前６か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．管理会社の最近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンスビリティ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成26年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝120.55円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2013年12月31日現在

(単位：米ドル)

資産

	注記	2013年		2012年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局における残高	30.1, 30.3	301,442,312	36,338,871	20,570,566	2,479,782
金融機関に対するローンおよび貸付金	3, 15, 30.1, 30.3	2,476,331,814	298,521,800	2,594,186,225	312,729,149
a) 要求払い		1,851,410,714	223,187,562	1,992,186,225	240,158,049
b) その他のローンおよび貸付金		624,921,100	75,334,239	602,000,000	72,571,100
顧客に対するローンおよび貸付金	30.1, 30.3	1,123	135	2,797,179	337,200
株式およびその他の変動利回り有価証券	4, 15, 30.1, 30.3	3,416	412	3,269	394
関連会社株式	4, 5, 15	7,691,968	927,267	841,416	101,433
無形資産	5	0	0	0	0
有形資産	5	7,726,217	931,395	5,654,387	681,636
その他の資産		448	54	363	44
前払金および未収収益	6, 15	31,426,246	3,788,434	28,212,977	3,401,074
資産合計	7	<u>2,824,623,544</u>	<u>340,508,368</u>	<u>2,652,266,382</u>	<u>319,730,712</u>

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）
2013年12月31日現在
（単位：米ドル）

負債

	注記	2013年		2012年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
金融機関に対する未払金	15,30.1	841,603,737	101,455,330	1,362,647,387	164,267,143
a) 要求払い		841,603,737	101,455,330	1,362,647,387	164,267,143
顧客に対する未払金	8,15,30.1	1,826,491,962	220,183,606	1,159,659,186	139,796,915
a) 要求払い		1,826,491,962	220,183,606	1,159,659,186	139,796,915
その他の負債	9	1,142,046	137,674	2,185,057	263,409
未払金および繰延利益	10,15	7,756,599	935,058	8,031,480	968,195
引当金		6,465,624	779,431	4,754,631	573,171
a) 納税引当金	11	5,409,139	652,072	3,777,770	455,410
b) その他の引当金	12	1,056,485	127,359	976,861	117,761
発行済資本	13	37,117,969	4,474,571	37,117,969	4,474,571
準備金	14	77,800,912	9,378,900	50,700,912	6,111,995
繰越損益	14	41,047	4,948	26,268	3,167
当期利益		26,203,648	3,158,850	27,143,492	3,272,148
負債合計	17	2,824,623,544	340,508,368	2,652,266,382	319,730,712

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

オフ・バランス・シート項目

2013年12月31日現在

（単位：米ドル）

	注記	2013年		2012年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
偶発債務	18,30.1	659,342	79,484	628,475	75,763
内訳：					
保証金および担保証券として 差入れた資産		659,342	79,484	628,475	75,763
信託運用	21	77,004,151,577	9,282,850,473	78,324,799,042	9,442,054,525

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(2) 損益の状況

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2013年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	2013年		2012年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
未収利息および類似収益		9,698,265	1,169,126	13,288,424	1,601,920
未払利息および類似費用		(1,538,622)	(185,481)	(4,475,091)	(539,472)
有価証券からの収益		17	2	15	2
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		17	2	15	2
未収手数料		107,246,076	12,928,514	100,999,419	12,175,480
未払手数料		(50,107,569)	(6,040,467)	(45,389,130)	(5,471,660)
金融業務の純利益		3,548,410	427,761	1,890,669	227,920
その他の事業収益	22	143,060	17,246	950,289	114,557
一般管理費用		(32,260,264)	(3,888,975)	(30,647,775)	(3,694,589)
a) スタッフ費用	24,25	(15,812,680)	(1,906,219)	(13,874,972)	(1,672,628)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(12,847,942)	(1,548,819)	(11,445,536)	(1,379,759)
- 社会保障費		(1,791,205)	(215,930)	(1,588,218)	(191,460)
内訳：					
- 年金に関する社会保障費		(1,149,441)	(138,565)	(1,006,796)	(121,369)
b) その他の一般管理費用	16,26	(16,447,584)	(1,982,756)	(16,772,803)	(2,021,961)
有形および無形資産に関する価値調整		(1,527,631)	(184,156)	(942,766)	(113,650)
その他の事業費用	23	(262,074)	(31,593)	(181,537)	(21,884)
経常収益にかかる税金	11,27.1	(7,125,930)	(859,031)	(7,421,188)	(894,624)
税引後経常収益		27,813,738	3,352,946	28,071,329	3,383,999
前勘定科目に表示されていないその他の税金	27.2	(1,610,090)	(194,096)	(927,837)	(111,851)
当期利益		26,203,648	3,158,850	27,143,492	3,272,148

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

財務諸表に対する注記

2013年12月31日現在

注１ 一般事項

1.1. 会社概況

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「ＭＴＦＧ」という。）は、株式会社ＵＦＪホールディングス（以下「ＵＦＪ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（以下「ＭＵＦＧ」という。）となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社ＵＦＪ銀行と合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・三菱（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱ＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・三菱ＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイは、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「ＭＵＧＣ」という。）に名称を変更した。

2008年4月28日に、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。ＭＵＧＣの主たる株主２社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を保有している。

取締役会のメンバーは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2013年12月31日現在、83,244米ドル（2012年：なし）の先渡デリバティブにかかる引当金を設定していた。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2013年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった（2012年：なし）。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
3か月以下	202,921,100	128,000,000
3か月超1年以下	422,000,000	474,000,000
	<u>624,921,100</u>	<u>602,000,000</u>

注4 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、7,691,968米ドルおよび3,416米ドル（2012年：841,416米ドルおよび3,269米ドル）の未上場有価証券で構成される。

2013年10月17日付で、（投資信託に関する2010年12月17日法第15章に基づく管理会社である）「エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ」の増資のため、当行は5,000,000ユーロ（6,889,750米ドル）の追加投資を行った。

関連会社株式の要約

2013年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2013年12月31日 現在の資本および 準備金 米ドル	2013年12月31日 終了年度の損益 米ドル
エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ	7,406,539	100%	9,460,700	234,827

三菱UFJグローバルカストディ・ ジャパン株式会社	285,429	100%	761,034	133,445
------------------------------	---------	------	---------	---------

注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 関連会社株式	841,416	6,889,750	0	(39,198)	7,691,968	0	7,691,968
2. 有形資産	13,232,512	3,344,062	136,556	597,691	17,037,709	9,311,492	7,726,217
a) ハードウェア	1,082,330	325,989	49,073	48,887	1,408,133	880,248	527,885
b) ソフトウェア	9,777,894	2,712,172	0	441,652	12,931,718	7,428,870	5,502,848
c) その他付属品、 家具、機器、車両	2,372,288	305,901	87,483	107,152	2,697,858	1,002,374	1,695,484
3. 無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づいて 取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
前払法人税	154,843	0
未収利息	1,269,077	865,536
前払一般経費	1,122,237	1,921,846
信託業務手数料	2,261,991	3,074,542
全体保管手数料	10,384,372	10,275,875
投資ファンド手数料	5,091,460	4,942,419
その他の前払金（VATを含む）	8,778,600	5,890,221
実現スワップ自己損益の中立化	1,145,447	0
管理会社手数料	928,832	1,124,757
その他の未収収益	289,387	117,781
	<u>31,426,246</u>	<u>28,212,977</u>

注7 外貨建て資産

2013年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、921,184,434米ドル（2012年：435,997,032米ドル）である。

注8 顧客未払金

2013年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は、0米ドル（2012年：0米ドル）であった。

注9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
優先債務	405,116	767,782
諸債務	<u>736,930</u>	<u>1,417,275</u>

1,142,046	2,185,057
-----------	-----------

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
未払利息	99,254	203,986
未払一般経費	193,545	257,184
未払手数料	7,453,300	7,226,271
実現スワップ自己損益の中立化	0	263,242
その他の未払費用	2,157	29,763
その他の仮受金	8,343	51,034
	<u>7,756,599</u>	<u>8,031,480</u>

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常の場合下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の場合下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2013年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して強く（ユーロ高に）なったため、負の中和ポジションは増加し、当行は1,431,246米ドル（2012年：592,515米ドルの増加）に相当する繰延税を計上した。繰延税の引当金は、損益計算書において「経常収益にかかる税金」の項目に表示されている。

ユーロ建て保有され3,805,528米ドル（2012年：2,271,675米ドル）に相当する繰延税の引当金残高は、負債の「引当金：納税引当金」の項目に表示されている。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
報酬引当金	973,241	976,861
先渡取引の未実現損失に対する引当金（注2.3.）	83,244	0
	<u>1,056,485</u>	<u>976,861</u>

注13 発行済資本

当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの953,000株およびクラスBの49,080株に対して37,117,969米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
--------------	----------------	-------------

2013年1月1日現在の残高	3,711,797	46,989,115	26,268
2012年12月31日終了年度の利益	0	0	27,143,492
利益の増加			
- 株主への配当金支払	0	0	(28,713)
- 準備金への振替	0	27,100,000	(27,100,000)
2013年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>74,089,115</u>	<u>41,047</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、同年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならない、これを5年間維持しなければならない。総額13,989,115米ドル(2012年:13,989,115米ドル)の純資産税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2013年3月27日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、3,304,122米ドルを純資産税準備金に割り当てた。2013年12月31日現在、当行は、純資産税準備金として3,304,122米ドル（2012年：2,498,676米ドル）を有している。

	2013年 純資産税準備金 米ドル	2013年 純資産税準備金 ユーロ
2008年	4,081,958	2,900,000
2009年	373,035	260,000
2010年	3,130,000	2,333,120
2011年	3,100,000	2,388,014
2012年	3,304,122	2,506,160
2013年12月31日現在の残高	<u>13,989,115</u>	<u>10,387,294</u>

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2013年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15 関連会社残高

2013年12月31日（および2012年12月31日）現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,074,772,175	2,358,642,573
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	1
関連会社株式	7,691,968	841,416
前払金および未収収益	10,721,742	9,733,509
	<u>2,093,185,885</u>	<u>2,369,217,499</u>

負債

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
金融機関に対する未払金	825,519,547	1,359,848,279
顧客に対する未払金	322,891,006	64,998,919
未払金および繰延利益	1,987,230	2,082,110
	<u>1,150,397,783</u>	<u>1,426,929,308</u>

当行は、2013年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されたとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（C S S F）は、通達06/273（改訂済）のパート 、ポイント24に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱UFJフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。2013年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、2,086,710,149米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2013年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,074,772,175
前払金および未収収益	1,213,608
外国為替取引（市場リスク手法）	10,724,366
	<u>2,086,710,149</u>

注16 監査法人に対する未払報酬

監査法人から当行に請求された、付加価値税（V A T）を除く報酬およびそれぞれの全体的なネットワークは、以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
フロント・オフィス・システム移行サポートに関するコンサルタント料 *	616,426	1,333,461
財務書類の監査	221,295	188,863
税金アドバイス報酬	99,485	17,674
その他の報酬	31,675	25,949
	<u>968,881</u>	<u>1,565,947</u>

当期の報酬は、発生主義に基づいて表示されている。

* かかる項目は、「有形資産」において資産計上され、当該フロント・オフィス・システムの耐用年数にわたって償却される。

注17 外貨建て負債

2013年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、923,568,968米ドル（2012年：437,770,388米ドル）である。

注18 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
発行済念書	<u>659,342</u>	<u>628,475</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	<u>2,234,684</u>	<u>2,699,471</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注20 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2013年12月31日および2012年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注21 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注22 その他の事業収益

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
過年度に関する純資産税過払いの調整	0	641,327
過年度に関する法人税還付金	0	98,414
過年度の一般経費調整からの利益	44,196	115,448
過年度の利子の調整	206	1,525
過年度の手数料の調整	63,368	54,553
その他	<u>35,290</u>	<u>39,022</u>
	<u>143,060</u>	<u>950,289</u>

注23 その他の事業費用

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
固定資産売却損	0	59,562
過年度の一般経費調整からの費用	62,292	106,505
過年度の手数料	14,367	8,924
過年度の法人税	0	5,076
その他事業損失	<u>185,415</u>	<u>1,470</u>
	<u>262,074</u>	<u>181,537</u>

注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2013年 人数	2012年 人数
上級管理職	13	12
中間管理職	46	40
従業員	70	65
	<u>129</u>	<u>117</u>

注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
上級管理職	<u>3,497,500</u>	<u>2,982,244</u>

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2013年12月31日および2012年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26 その他の一般管理費用

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
賃貸および関連費用	993,513	931,110
通信費用	358,762	323,068
専門家報酬	688,726	507,823
データ費用	1,150,094	908,267
維持費	951,587	730,507
旅費、交通費、出張費	238,482	184,210
業務費用	3,473,334	3,922,478
システム費用	4,509,983	5,690,050
業務契約	3,199,045	2,753,442
その他の費用	884,058	821,848
	<u>16,447,584</u>	<u>16,772,803</u>

注27 税金

27.1. 経常収益にかかる税金

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
法人税	4,382,732	5,222,638
繰延法人税（注11）	1,100,619	461,297
地方事業税	1,311,952	1,606,035
繰延地方事業税（注11）	330,627	131,218
	<u>7,125,930</u>	<u>7,421,188</u>

27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
純資産税*	29,488	0
V A T	1,539,239	888,807
その他の税金	41,363	39,030
	<u>1,610,090</u>	<u>927,837</u>

* これは、最低純資産税額21,400ユーロ（29,488米ドル）を表す。

注28 親会社

2013年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を共同で出資する子会社である。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注29 預金保証制度

1989年9月25日に、全てのルクセンブルグ金融機関の銀行部門が、非営利団体である「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「ＡＧＤＬ」という。）のメンバーになった。

1997年6月11日に改正された1993年4月5日法および2009年2月18日法に準拠して、ＡＧＤＬの唯一の目的は、全メンバー金融機関の顧客預金をカバーする相互保証制度（以下「保証」という。）を確立することにある。保証によってカバーされる顧客には、国籍や居住国を問わず自然人である全ての預金者が含まれる。同様に、欧州連合加盟国の法律のもとで設立された、小規模であるため2002年12月19日営利企業法（改正済）の第35条に従い省略された財務書類の作成が認められている小会社も、保証によってカバーされる。

設立時のメンバーが支払不能に陥った場合、ＡＧＤＬは、100,000ユーロまたは等価の外貨を上限とする弁済金を保証することにより、全ての現金預金者を保護する。全ての通貨が、区別されることなく保護される。同一金融機関における口座数または単独名義預金か連名名義預金かに関わらず、いかなる預金者もかかる金額より多く受け取ることはできない。

2000年7月27日法は、銀行は投資保証制度にも属さなければならないと規定している。この追加保証は、投資取引から生じた申し立ての弁済金として20,000ユーロをカバーするものである。

保証合計額は、いかなる場合においても一顧客当たり120,000ユーロ（預金保証の100,000ユーロおよび投資弁償の20,000ユーロ）を超えることはなく、絶対的な数値であり、いかなる利害関係またはその他の金額によって増額することはできない。

2013年12月31日（および2012年12月31日）現在、当行は、自然人名義の口座を引き受けておらず、潜在的な保証債務の認識における引当金を設定していない。

注30 金融商品の開示

30.1. 主要な非トレーディング金融商品

2013年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	564	0	0	0	564
B C L 残高	301,441,748	0	0	0	301,441,748
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,054,331,814	422,000,000	0	0	2,476,331,814
顧客に対するローンおよび貸付金	1,123	0	0	0	1,123
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,416	3,416
合計	2,355,775,249	422,000,000	0	3,416	2,777,778,665
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	841,603,737	0	0	0	841,603,737
顧客に対する未払金	1,826,491,962	0	0	0	1,826,491,962
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目					
担保証券として差し入れられた保証金および資産	659,342	0	0	0	659,342
合計	2,668,755,041	0	0	0	2,668,755,041

2012年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	530	0	0	0	530
B C L 残高	20,570,036	0	0	0	20,570,036
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,120,186,225	474,000,000	0	0	2,594,186,225
顧客に対するローンおよび貸付金	2,797,179	0	0	0	2,797,179
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,269	3,269
合計	2,143,553,970	474,000,000	0	3,269	2,617,557,239
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,362,647,387	0	0	0	1,362,647,387
顧客に対する未払金	1,159,659,186	0	0	0	1,159,659,186
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目					
担保証券として差し入れられた保証金および資産	628,475	0	0	0	628,475
合計	2,522,935,048	0	0	0	2,522,935,048

30.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2013年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,377,746,707	0	0	0	2,377,746,707	36,206,106
スワップ	305,460,353	6,889,750	0	0	312,350,103	1,988,280
合計	2,683,207,060	6,889,750	0	0	2,690,096,810	38,194,386
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,418,760,790	0	0	0	2,418,760,790	36,344,488
スワップ	395,764,821	0	0	0	395,764,821	693,763
合計	2,814,525,611	0	0	0	2,814,525,611	37,038,251

上記の金額には、取引日が2013年12月31日以前で、評価日が2013年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2012年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,620,942,374	0	0	0	1,620,942,374	43,014,918
スワップ	158,712,254	0	0	0	158,712,254	297,963
合計	1,779,654,628	0	0	0	1,779,654,628	43,312,881
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,661,342,460	0	0	0	1,661,342,460	43,066,474
スワップ	639,189,905	0	0	0	639,189,905	472,554
合計	2,300,532,365	0	0	0	2,300,532,365	43,539,028

上記の金額には、取引日が2012年12月31日以前で、評価日が2012年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

30.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2013年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2013年 簿価 米ドル	2012年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、B C L 残高	301,442,312	20,570,566
E U 加盟国	301,442,312	20,570,566
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,476,331,814	2,594,186,225
E U 加盟国	343,710,530	23,522,872
北および中央アメリカ	1,171,519,975	1,728,179,977
アジア	955,164,323	842,443,179
ヨーロッパ（非 E U 加盟国）	4,698,921	1,111
オーストラリアおよびニュージーランド	1,238,065	39,086
顧客に対するローンおよび貸付金	1,123	2,797,179
E U 加盟国	0	2,789,221
アジア	0	7,913
北および中央アメリカ	1,123	45
株式およびその他の変動利回り有価証券	3,416	3,269
E U 加盟国	3,416	3,269
合計	2,777,778,665	2,617,557,239

30.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2013年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2013年 未払想定元本 米ドル	2013年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
E U加盟国	964,798,775	12,853,476
アメリカ	1,412,947,932	42,417,807
スワップ		
E U加盟国	312,350,103	1,022,356
合計	2,690,096,810	56,293,639

2012年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2012年 未払想定元本 米ドル	2012年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
E U加盟国	1,160,894,108	23,217,882
アジア	12,316	246
アメリカ	460,035,950	9,200,719
スワップ		
E U加盟国	158,712,254	3,174,245
合計	1,779,654,628	35,593,092

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2013
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2013

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2013	2012
Cash, balances with central banks and post office banks	30.1., 30.3.	301.442.312	20.570.566
Loans and advances to credit institutions	3, 15., 30.1., 30.3.	2.476.331.814	2.594.186.225
a) repayable on demand		1.851.410.714	1.992.186.225
b) other loans and advances		624.921.100	602.000.000
Loans and advances to customers	30.1., 30.3.	1.123	2.797.179
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 30.1., 30.3.	3.416	3.269
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	7.691.968	841.416
Intangible assets	5	0	0
Tangible assets	5	7.726.217	5.654.387
Other Assets		448	363
Prepayments and accrued income	6, 15	<u>31.426.246</u>	<u>28.212.977</u>
TOTAL ASSETS	7	<u><u>2.824.623.544</u></u>	<u><u>2.652.266.382</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2013

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2013	2012
Amounts owed to credit institutions	15, 30.1.	841.603.737	1.362.647.387
a) repayable on demand		841.603.737	1.362.647.387
Amounts owed to customers	8, 15, 30.1.	1.826.491.962	1.159.659.186
a) repayable on demand		1.826.491.962	1.159.659.186
Other liabilities	9	1.142.046	2.185.057
Accruals and deferred income	10, 15	7.756.599	8.031.480
Provisions		6.465.624	4.754.631
a) provisions for taxation	11	5.409.139	3.777.770
b) other provisions	12	1.056.485	976.861
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	77.800.912	50.700.912
Result brought forward	14	41.047	26.268
Profit for the financial year		<u>26.203.648</u>	<u>27.143.492</u>
TOTAL LIABILITIES	17	<u><u>2.824.623.544</u></u>	<u><u>2.652.266.382</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2013

(in USD)

	Notes	2013	2012
Contingent liabilities	18, 30.1.	659.342	628.475
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		659.342	628.475
Fiduciary operations	21	77.004.151.577	78.324.799.042

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2013
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2013

(in USD)

	Notes	2013	2012
Interest receivable and similar income		9.698.265	13.288.424
Interest payable and similar charges		(1.538.622)	(4.475.091)
Income from securities		17	15
Income from shares and other variable yield securities		17	15
Commission receivable		107.246.076	100.999.419
Commission payable		(50.107.569)	(45.389.130)
Net profit on financial operations		3.548.410	1.890.669
Other operating income	22	143.060	950.289
General administrative expenses		(32.260.264)	(30.647.775)
a) staff costs	24, 25	(15.812.680)	(13.874.972)
of which:			
- wages and salaries		(12.847.942)	(11.445.536)
- social security costs		(1.791.205)	(1.588.218)
of which:			
- social security costs relating to pensions		(1.149.441)	(1.006.796)
b) other administrative expenses	16, 26	(16.447.584)	(16.772.803)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.527.631)	(942.766)
Other operating charges	23	(262.074)	(181.537)
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1.	<u>(7.125.930)</u>	<u>(7.421.188)</u>
Profit on ordinary activities after tax		27.813.738	28.071.329
Other taxes not shown under the preceding items	27.2.	<u>(1.610.090)</u>	<u>(927.837)</u>
Profit for the financial year		<u><u>26.203.648</u></u>	<u><u>27.143.492</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (" the Bank ") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A.

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of MUGC hold 92.25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63.72% and Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ Ltd. by 28.53%.

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

The Bank has constituted a provision on forward derivatives as of December 31, 2013 for an amount of USD 83.244 (2012: USD 0).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2013 (2012: USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;
Software: 4 years and 5 years;
Other intangible assets: 5 years;
Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the balance sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2013	2012
	USD	USD
Not more than three months	202.921.100	128.000.000
More than three months but less than one year	422.000.000	474.000.000
	<u>624.921.100</u>	<u>602.000.000</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items “Shares in affiliated undertakings” and “Shares and other variable yield securities” consist entirely of unlisted securities for USD 7.691.968 and USD 3.416 (2012: USD 841.416 and USD 3.269).

On October 17, 2013, the Bank has proceeded to an additional investment of EUR 5.000.000 (USD 6.889.750) in order to increase the share capital of “MUGC LUX MANAGEMENT S.A.” (Management Company under Chapter 15 of the law of December 17, 2010 for collective undertaking investment).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2013, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at 31/12/2013	Result for the year ended 31/12/2013
	USD	%	USD	USD
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	7.406.539	100 %	9.460.700	234.827
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY JAPAN Limited	285.429	100 %	761.034	133.445

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Shares in affiliated undertakings	841.416	6.889.750	0	(39.198)	7.691.968	0	7.691.968
2. Tangible assets	13.232.512	3.344.062	136.556	597.691	17.037.709	9.311.492	7.726.217
a) Hardware	1.082.330	325.989	49.073	48.887	1.408.133	880.248	527.885
b) Software	9.777.894	2.712.172	0	441.652	12.931.718	7.428.870	5.502.848
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2.372.288	305.901	87.483	107.152	2.697.858	1.002.374	1.695.484
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2013	2012
	USD	USD
Prepaid income taxes	154.843	0
Accrued interest income	1.269.077	865.536
Prepaid general expenses	1.122.237	1.921.846
Commission on fiduciary operations	2.261.991	3.074.542
Commission on global custody	10.384.372	10.275.875
Commission on investment funds	5.091.460	4.942.419
Other prepayments (including VAT)	8.778.600	5.890.221
Neutralization of realized swap for own result	1.145.447	0
Commission from Management Companies	928.832	1.124.757
Other accrued income	289.387	117.781
	<u>31.426.246</u>	<u>28.212.977</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2013, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 921.184.434 (2012: USD 435.997.032).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2013, debts other than those repayable on demand amounted to USD 0 (2012: USD 0).

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2013	2012
	USD	USD
Preferential creditors	405.116	767.782
Sundry creditors	736.930	1.417.275
	<u>1.142.046</u>	<u>2.185.057</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2013	2012
	USD	USD
Accrued interest expenses	99.254	203.986
Accrued general expenses	193.545	257.184
Accrued commission	7.453.300	7.226.271
Neutralization of realized swap for own result	0	263.242
Other accrued expenses	2.157	29.763
Other suspense receipt	8.343	51.034
	<u>7.756.599</u>	<u>8.031.480</u>

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward..

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

At December 31, 2013, due to the appreciation of the Euro against US dollars, the negative neutralisation position has increased and the Bank has recorded deferred taxes for the equivalent of USD 1.431.246 (2012: increased of USD 592.515). Deferred taxes provisions are shown in the Profit and Loss Account under "Tax on profit on ordinary activities".

The balance of the provision for deferred taxation, which is kept in Euro and amounts to the equivalent of USD 3.805.528 (2012: USD 2.271.675) is shown under the liabilities item "Provisions: provisions for taxation".

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2013	2012
	USD	USD
Provision for remuneration	973.241	976.861
Provision for unrealised losses on forward deals (note 2.3.)	83.244	0
	<u>1.056.485</u>	<u>976.861</u>

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969 for 953.000 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2013	3.711.797	46.989.115	26.268
Profit for the year ended December 31, 2012	0	0	27.143.492
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders	0	0	(28.713)
- Transfer to reserves	0	27.100.000	(27.100.000)
Balance at December 31, 2013	<u>3.711.797</u>	<u>74.089.115</u>	<u>41.047</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the same year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years. The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 13.989.115 (2012: USD 13.989.115).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 27, 2013, the Bank has allocated an amount of USD 3.304.122 to Reserve for Net Worth Tax. As at December 31, 2013, the Bank has an amount of USD 3.304.122 (2012: USD 2.498.676) as Reserve for Net Worth Tax.

Years	2013	2013
	Reserve for Net Worth Tax USD	Reserve for Net Worth Tax EUR
2008	4.081.958	2.900.000
2009	373.035	260.000
2010	3.130.000	2.333.120
2011	3.100.000	2.388.014
2012	3.304.122	2.506.160
Balance at December 31, 2013	<u>13.989.115</u>	<u>10.387.294</u>

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special "On-line costs reserve" for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special "On-line costs". The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2013.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2013 (and December 31, 2012), the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2013	2012
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	2.074.772.175	2.358.642.573
Shares and other variable-yield securities	0	1
Shares in affiliated undertakings	7.691.968	841.416
Prepayments and accrued income	10.721.742	9.733.509
	<u>2.093.185.885</u>	<u>2.369.217.499</u>

LIABILITIES

	2013	2012
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	825.519.547	1.359.848.279
Amounts owed to customers	322.891.006	64.998.919
Accruals and deferred income	1.987.230	2.082.110
	<u>1.150.397.783</u>	<u>1.426.929.308</u>

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 "Related Party Disclosures" which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2013 and for the year then ended.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with Part XVI, point 24 of Circular 06/273, as amended. As at December 31, 2013, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 2.086.710.149 and can be analysed as follows:

	2013 USD
Loans and advances to credit institutions	2.074.772.175
Prepayments and accrued income	1.213.608
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	10.724.366
	<u>2.086.710.149</u>

NOTE 16 - FEES PAYABLE TO THE AUDIT FIRM

Fees, excluding VAT, charged to the Bank by the audit firm and its respective entire network may be analysed as follows:

	2013 USD	2012 USD
Consultancy fees related to support in the migration of front office system *	616.426	1.333.461
Audit of the Annual Accounts	221.295	188.863
Tax advisory fees	99.485	17.674
Other fees	31.675	25.949
	<u>968.881</u>	<u>1.565.947</u>

Fees are shown on an accrual basis for the financial year.

*This item is capitalised in "Tangible Assets" and amortised over its useful economic life of the front office system.

NOTE 17 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2013, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 923.568.968 (2012: USD 437.770.388).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 18 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2013	2012
	USD	USD
Counter-guarantees issued	<u>659.342</u>	<u>628.475</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

NOTE 19 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2013	2012
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	<u>2.234.684</u>	<u>2.699.471</u>

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 20 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2013 and 2012:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 21 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2013	2012
	USD	USD
Adjustment of overpayment of Net Worth Tax related to previous years	0	641.327
Income Tax refund related to previous years	0	98.414
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	44.196	115.448
Adjustment for interest previous years	206	1.525
Adjustment for commission previous years	63.368	54.553
Other	35.290	39.022
	<u>143.060</u>	<u>950.289</u>

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2013	2012
	USD	USD
Loss on the sale of fixed assets	0	59.562
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	62.292	106.505
Commission previous years	14.367	8.924
Income taxes previous years	0	5.076
Others operating losses	185.415	1.470
	<u>262.074</u>	<u>181.537</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2013 Number	2012 Number
Senior management	13	12
Middle management	46	40
Employees	70	65
	<u>129</u>	<u>117</u>

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2013 USD	2012 USD
Senior management	<u>3.497.500</u>	<u>2.982.244</u>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2013 and 2012, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2013	2012
	USD	USD
Rent and related expenses	993.513	931.110
Telecommunication expenses	358.762	323.068
Professional fees	688.726	507.823
Data charges	1.150.094	908.267
Maintenance	951.587	730.507
Travelling, moving, business trips	238.482	184.210
Service fee	3.473.334	3.922.478
System cost	4.509.983	5.690.050
Service contracts	3.199.045	2.753.442
Other expenses	884.058	821.848
	<u>16.447.584</u>	<u>16.772.803</u>

NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

	2013	2012
	USD	USD
Corporate Income Tax	4.382.732	5.222.638
Deferred Corporate Income Tax (note 11)	1.100.619	461.297
Municipal Business Tax	1.311.952	1.606.035
Deferred Municipal Business Tax (note 11)	330.627	131.218
	<u>7.125.930</u>	<u>7.421.188</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2013	2012
	USD	USD
Net worth tax*	29.488	0
VAT	1.539.239	888.807
Other taxes	41.363	39.030
	<u>1.610.090</u>	<u>927.837</u>

*This represents minimum net worth tax due of EUR 21.400 EUR (USD 29.488).

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2013, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

On September 25, 1989, all credit institutions in the Luxembourg banking sector became members of the non-profit making association "Association pour la Garantie des Dépôts, Luxembourg" (" AGDL ").

In accordance with the Law of April 5, 1993, as amended by the Law of June 11, 1997 and the Law of February 18, 2009, the sole object of AGDL is the establishment of a mutual guarantee scheme covering deposits made by customers of member credit institutions (" the Guarantee "). The customers covered by the Guarantee include all depositors who are physical persons, whatever their nationality or country of residence. Also covered by the Guarantee are small companies constituted under the law of a Member State of the European Union, whose size is such that they would be permitted to draw up abbreviated accounts pursuant to Article 35 of the Law of December 19, 2002 on commercial companies, as amended.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

In the event of insolvency of a member establishment, the AGDL protects all cash depositors by guaranteeing the reimbursement of their deposits up to the amount of EUR 100.000 or its foreign currency equivalent. All currencies are protected without distinction. No depositor can receive more than this sum, regardless of the number of accounts or deposits held in the sole or joint name of the depositor with the same credit institution.

The Law of July 27, 2000 stipulates that banks must also belong to an investment Guarantee scheme. This additional Guarantee covers the reimbursement of claims resulting from investment transactions up to the amount of EUR 20.000.

The total amount of the Guarantee will in no case exceed EUR 120.000 per customer (EUR 100.000 deposit guarantee and EUR 20.000 investor compensation) represents an absolute figure and cannot be increased by any interest, or any other amount.

As at December 31, 2013 (and December 31, 2012), the Bank had not accepted any deposits from physical persons and had not to set up any provision in recognition of any potential liabilities under the Guarantee.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 30 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

30.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2013, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² ₆₄ 3 months	²² ₆₄ > 3 months 1 year	²² ₆₄ > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	564	0	0	0	564
Balances with the BCL	301.441.748	0	0	0	301.441.748
Loans and advances to credit institutions	2.054.331.814	422.000.000	0	0	2.476.331.814
Loans and advances to customers	1.123	0	0	0	1.123
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.416	3.416
Total	<u>2.355.775.249</u>	<u>422.000.000</u>	<u>0</u>	<u>3.416</u>	<u>2.777.778.665</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	841.603.737	0	0	0	841.603.737
Amounts owed to customers	1.826.491.962	0	0	0	1.826.491.962
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	659.342	0	0	0	659.342
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	<u>2.668.755.041</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.668.755.041</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

As at December 31, 2012, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² ₆₄ 3 months	²² ₆₄ > 3 months ²² ₆₄ 1 year	²² ₆₄ > 1 year ²² ₆₄ 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	530	0	0	0	530
Balances with the BCL	20.570.036	0	0	0	20.570.036
Loans and advances to credit institutions	2.120.186.225	474.000.000			2.594.186.225
Loans and advances to customers	2.797.179	0	0	0	2.797.179
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.269	3.269
Total	<u>2.143.553.970</u>	<u>474.000.000</u>	<u>0</u>	<u>3.269</u>	<u>2.617.557.239</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.362.647.387	0	0	0	1.362.647.387
Amounts owed to customers	1.159.659.186	0	0	0	1.159.659.186
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	628.475	0	0	0	628.475
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	<u>2.522.935.048</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.522.935.048</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

30.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2013, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.377.746.707	0	0	0	2.377.746.707	36.206.106
Swaps	<u>305.460.353</u>	<u>6,889,750</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>312.350.103</u>	<u>1.988.280</u>
Total	<u><u>2.683.207.060</u></u>	<u><u>6.889.750</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>2.690.096.810</u></u>	<u><u>38.194.386</u></u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.418.760.790	0	0	0	2.418.760.790	36.344.488
Swaps	<u>395.764.821</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>395.764.821</u>	<u>693.763</u>
Total	<u><u>2.814.525.611</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>2.814.525.611</u></u>	<u><u>37.038.251</u></u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2013 and a value date after December 31, 2013.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

As at December 31, 2012, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	^{2 2} _{6 4} 3 months	^{2 2} _{6 4} > 3 months 1 year	^{2 2} _{6 4} > 1 year 5 years	^{2 2} _{6 4} > 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.620.942.374	0	0	0	1.620.942.374	43.014.918
Swaps	158.712.254	0	0	0	158.712.254	297.963
Total	<u>1.779.654.628</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.779.654.628</u>	<u>43.312.881</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.661.342.460	0	0	0	1.661.342.460	43.066.474
Swaps	639.189.905	0	0	0	639.189.905	472.554
Total	<u>2.300.532.365</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.300.532.365</u>	<u>43.539.028</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2012 and a value date after December 31, 2012.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

30.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2013, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2013 Carrying amount in USD	2012 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	301.442.312	20.570.566
EU member countries	301.442.312	20.570.566
Loans and advances to credit institutions	2.476.331.814	2.594.186.225
EU member countries	343.710.530	23.522.872
North & Central America	1.171.519.975	1.728.179.977
Asia	955.164.323	842.443.179
Europe, non-EU member countries	4.698.921	1.111
Australia and New Zealand	1.238.065	39.086
Loans and advances to customers	1.123	2.797.179
EU member countries	0	2.789.221
Asia	0	7.913
North & Central America	1.123	45
Shares and other variable yield securities	3.416	3.269
EU member countries	3.416	3.269
Total	<u>2.777.778.665</u>	<u>2.617.557.239</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

30.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2013, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2013 Notional/ payable amount in USD	2013 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	964.798.775	12.853.476
America	1.412.947.932	42.417.807
Swaps		
EU member countries	312.350.103	1.022.356
Total	<u>2.690.096.810</u>	<u>56.293.639</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

As at December 31, 2012, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2012 Notional/ payable amount in USD	2012 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	1.160.894.108	23.217.882
Asia	12.316	246
America	460.035.950	9.200.719
Swaps		
EU member countries	158.712.254	3.174.245
Total	<u>1.779.654.628</u>	<u>35.593.092</u>

[次へ](#)

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成26年12月30日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝120.55円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2014年 6 月30日現在

（単位：米ドル）

資産

米ドル

千円

		米ドル	千円
1.1	現金および中央銀行における現金残高	166,643,749.00	20,088,904
1.2	売買目的で保有される金融資産	12,741,166.00	1,535,948
1.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	12,741,166.00	1,535,948
1.2.2	持分証券		
1.2.3	債務証券		
1.2.4	ローンおよび貸付金		
1.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産	0.00	0
1.3.1	持分証券		
1.3.2	債務証券		
1.3.3	ローンおよび貸付金		
1.4	売却可能金融資産	10,579,181.00	1,275,320
1.4.1	持分証券	10,579,181.00	1,275,320
1.4.2	債務証券		
1.4.3	ローンおよび貸付金		
1.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）	2,051,387,292.00	247,294,738
1.5.1	債務証券		
1.5.2	ローンおよび貸付金	2,051,387,292.00	247,294,738
1.6	満期保有目的投資有価証券	0.00	0
1.6.1	債務証券		
1.6.2	ローンおよび貸付金		
1.7	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
1.7.1	公正価値ヘッジ		
1.7.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.7.3	外国事業純投資のヘッジ		
1.7.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
1.7.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.8	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
1.9	有形資産	2,123,168.00	255,948
1.9.1	有形固定資産	2,123,168.00	255,948
1.9.2	投資不動産		
1.10	無形資産	5,758,216.00	694,153
1.10.1	営業権		
1.10.99	その他の無形資産	5,758,216.00	694,153
1.12	税金資産	153,854.00	18,547
1.12.1	現行税金資産	153,854.00	18,547
1.12.2	繰延税金資産		
1.13	その他の資産	29,475,495.00	3,553,271
1.14	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
1.15	資産合計	2,278,862,121.00	274,716,829

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2014年 6 月30日現在

（単位：米ドル）

負債

米ドル

千円

		米ドル	千円
2.1	中央銀行預金		
2.2	売買目的で保有される金融負債	12,492,671.00	1,505,991
2.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	12,492,671.00	1,505,991
2.2.2	ショート・ポジション		
2.2.3	金融機関からの預金		
2.2.4	金融機関以外からの預金		
2.2.5	債務証書（短期間で買戻す予定の債券を含む）		
2.2.99	その他の金融負債		
2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債	0.00	0
2.3.1	金融機関からの預金		
2.3.2	金融機関以外からの預金		
2.3.3	債務証書（債券を含む）		
2.3.4	劣後債務		
2.3.99	その他の金融負債		
2.4	償却後原価で測定される金融負債	2,116,343,159.00	255,125,168
2.4.1	金融機関からの預金	770,002,106.00	92,823,754
2.4.2	金融機関以外からの預金	1,346,341,053.00	162,301,414
2.4.3	債務証書（債券を含む）		
2.4.4	劣後債務		
2.4.99	その他の金融負債		
2.5	譲渡された金融資産に関連する金融負債		
2.6	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
2.6.1	公正価値ヘッジ		
2.6.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.6.3	外国事業純投資のヘッジ		
2.6.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
2.6.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.7	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
2.8	引当金	0.00	0
2.8.1	再編		
2.8.2	係属中の法的問題および租税訟務		
2.8.3	年金およびその他の退職後給付金債務		
2.8.4	ローン契約および保証		
2.8.5	有償契約		
2.8.99	その他の引当金		
2.9	税金負債	6,652,544.00	801,964
2.9.1	現行税金負債	2,871,321.00	346,138
2.9.2	繰延税金負債	3,781,223.00	455,826
2.10	その他の負債	15,318,840.00	1,846,686
2.11	要求払株式資本（例えば、共同株式）		
2.12	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
2.13	負債合計	2,150,807,214.00	259,279,810

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2014年 6 月30日現在

（単位：米ドル）

資本

		米ドル	千円
3.1	発行済み資本	37,117,969.00	4,474,571
3.1.1	払込資本	37,117,969.00	4,474,571
3.1.2	未払込請求資本		
3.2	株式発行差金		
3.3	その他のエクイティ	0.00	0
3.3.1	複合金融商品のエクイティ部分		
3.3.99	その他のエクイティ商品		
3.4	再評価準備金およびその他の評価差額：	2,906,721.00	350,405
3.4.1	有形資産		
3.4.2	無形資産		
3.4.3	外国事業純投資のヘッジ（有効部分）		
3.4.4	外貨換算		
3.4.5	キャッシュ・フロー・ヘッジ（有効部分）		
3.4.6	売却可能金融資産	2,906,721.00	350,405
3.4.7	売却目的で保有される非流動資産および売却グループ	0.00	0
3.4.99	その他の項目		
3.5	準備金（利益剰余金を含む）	77,823,159.00	9,381,582
3.6	<自己株式>		
3.7	当期利益	10,207,058.00	1,230,461
3.8	<中間配当>		
3.10	資本合計	128,054,907.00	15,437,019
3.11	負債および資本合計	2,278,862,121.00	274,716,829

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2014年６月30日に終了した期間

（単位：米ドル）

		米ドル	千円
5.1	金融および運用収益および費用（＋／－）	34,909,076.00	4,208,289
5.2	利息収益	4,009,074.00	483,294
5.2.1	現金および中央銀行における現金残高	28,541.00	3,441
5.2.2	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）	1,493,866.00	180,086
5.2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.2.4	売却可能金融資産		
5.2.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）	2,486,667.00	299,768
5.2.6	満期保有目的投資有価証券		
5.2.7	デリバティブ・ヘッジ会計、金利リスク		
5.2.99	その他の資産		
5.3	（支払利息）（－）	684,576.00	82,526
5.3.1	中央銀行からの預金	430.00	52
5.3.2	売買目的で保有される金融負債（区別して計上される場合）	40,022.00	4,825
5.3.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債		
5.3.4	償却後原価で測定される金融負債	644,124.00	77,649
5.3.5	デリバティブ・ヘッジ会計、金利リスク		
5.3.99	その他の負債		
5.4	要求払株式資本に係る費用（－）		
5.5	受取配当（＋）	0.00	0
5.5.1	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）		
5.5.2	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.5.3	売却可能金融資産	0.00	0
5.6	受取手数料（＋）	52,937,310.00	6,381,593
5.7	（支払手数料）（－）	23,120,092.00	2,787,127
5.8	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債に係る実現利益（損失）、純額（＋／－）	69.00	8
5.8.1	売却可能金融資産	69.00	8
5.8.2	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）		
5.8.3	満期保有目的投資有価証券		
5.8.4	償却後原価で測定される金融負債		
5.8.99	その他		
5.9	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）	2,250,805.00	271,335
5.9.1	デリバティブに関するエクイティ商品		
5.9.2	金利商品およびデリバティブ関連		
5.9.3	為替取引	2,250,805.00	271,335
5.9.4	信用リスク商品およびデリバティブ関連		
5.9.5	商品およびデリバティブ関連		
5.9.99	その他（ハイブリッド・デリバティブを含む。）		
5.10	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.11	ヘッジ会計からの利益（損失）、純額（＋／－）		
5.12	為替差額、純額（＋／－）		
5.13	売却目的以外で保有される資産の認識除外に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.14	その他の事業収益（＋）	458,262.00	55,243

米ドル

千円

5.15	その他の事業費用（－）	941,776.00	113,531
5.16	一般管理費（－）	19,461,134.00	2,346,040
5.16.1	従業員費用（－）	8,939,148.00	1,077,614
5.16.2	一般管理費用（－）	10,521,986.00	1,268,425
5.17	減価償却（＋／－）	917,408.00	110,594
5.17.1	有形固定資産	200,660.00	24,190
5.17.2	投資不動産		
5.17.3	無形資産（営業権を除く）	716,748.00	86,404
5.18	引当金（＋／－）	0.00	0
5.19	減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1.1	取得原価で測定される金融資産（値付けされていないエクイティ）		
5.19.1.2	売却可能金融資産		
5.19.1.3	償却後原価で測定されるローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）		
5.19.1.4	償却後原価で測定される満期保有目的投資証券		
5.19.2	非金融資産に係る減損、純額（＋／－）	0.00	0
5.19.2.1	有形固定資産		
5.19.2.2	投資不動産		
5.19.2.3	営業権		
5.19.2.4	その他の無形資産		
5.19.2.99	その他		
5.20	直ちに損益認識されるマイナスの営業権（＋）		
5.22	非流動資産および非継続事業の条件を満たさない売却目的保有に分類される除却グループからの損益（＋／－）		
5.23	継続事業からの税引前損益合計（＋／－）	14,530,534.00	1,751,656
5.24	継続事業からの損益に関する税金費用（収入）（－／＋）	4,323,476.00	521,195
5.25	継続事業からの税引後損益合計（＋／－）	10,207,058.00	1,230,461
5.26	非継続事業からの税引後損益（＋／－）		
5.27	当期利益または損失（＋／－）	10,207,058.00	1,230,461

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

１ ファンドの性格

(3) ファンドのしくみ

管理会社の概況

< 訂正前 >

(前略)

(ハ) 資本金の額（平成26年9月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約41億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(中略)

(ホ) 大株主の状況

(平成26年9月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	285,900株	28.53%

< 訂正後 >

(前略)

(ハ) 資本金の額（平成26年12月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約45億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成26年12月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場
の仲値（１米ドル＝120.55円）による。

(中略)

(ホ) 大株主の状況

(平成26年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	285,900株	28.53%

（５）開示制度の概要

日本における開示

（ロ）日本の受益者に対する開示

< 訂正前 >

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のサブ・ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

< 訂正後 >

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のサブ・ファンドの運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）は、日本の知れている受益者に交付される。

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

< 訂正前 >

（前略）

（Ａ）日本

平成26年9月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

（Ｃ）ケイマン諸島および米国外国口座税務コンプライアンス法

ケイマン諸島は、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）を実施するために、米国との間で（非互恵的）政府間協定（以下「US IGA」という。）のモデル1(b)に調印している。US IGAは平成26年4月14日に調印され、効力を発生している。ケイマン諸島は、英国との間で同様の政府間協定（以下「UK IGA」といい、US IGAとあわせて、「IGA」という。）に調印しており、さらなる政府間協定が予定されている。IGAを施行するケイマン諸島の規則が平成26年7月4日付で発行されている。本規則に従い、ケイマン諸島の税務情報局（以下「ケイマン諸島情報局」という。）は平成26年7月22日に公表されたIGAの適用に関する指針（以下「IGAの適用に関する指針」という。）を発行した。IGA、授權法およびIGAの適用に関する指針を遵守するケイマン諸島の金融機関（以下「FI」という。）は、FATCAのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足する者として取り扱われ、したがってかかるFIは、FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力口座を解約する必要はない。

US IGAは、FIを「報告FI」または「報告外FI」のどちらかに分類する。当初の段階から、すべてのケイマンのFIは、報告外FIとしての適格要件を満たさない限り、報告FIとなる。報告外FIの分類は、US IGAの別紙2において特定されている。報告FIは、（ ）米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）との間で「外国金融機関（FFI）契約」を締結することを義務付けられず、（ ）ID番号（Global Intermediary Identification Number）を取得するためにIRSに登録することを義務付けられ、（ ）口座が「特定米国人」により直接的または間接的に保有されているかを識別するために投資者に対するデュー・ディ

リジェンスを行うことを義務付けられ、かつ、() ケイマン諸島税務情報局に対してかかる特定米国人に関する情報提供を行うことを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、報告を受けた情報をIRSとの間で自動的に交換する。報告外FIは、かかる要件を課せられないが、30%の源泉徴収税の課税を免除されるために、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して源泉徴収代理人に対して提出することが必要である。

FATCA源泉徴収税は、USIGAの条項および関連規則に従い、ファンドに関して受託会社に対して行われる支払または受託会社による口座保有者への支払に対して課されないが、ファンドの受託会社、ファンドの投資者またはそれ以外の口座保有者が、FATCAもしくはUSIGAに基づく義務を遵守しないか、または、FATCAおよび/もしくはUSIGA（適用ある場合）に基づく受託会社の義務に関してファンドの受託者としての受託会社に課される可能性があるそれ以外の義務を遵守しない場合には、この限りではない。ファンドが源泉徴収に服する場合、かかる源泉徴収税は、一般的に、関連する支払の30%の料率となる。現行のUSIGAでは、受託会社による口座保有者への支払に対して、受託会社は源泉徴収を義務付けられていない。

UKIGAは、USIGAと同様の要件を課しているため、ファンドの受託者としての受託会社は、「特定英国人」により直接的または間接的に保有される口座の特定およびケイマン諸島税務情報局に対する当該特定英国人に関する情報の提供を義務付けられ、ケイマン諸島税務情報局は、毎年、英国の税務当局である英国歳入関税庁（以下「英国歳入関税庁」という。）との間で当該情報を交換する。ケイマン諸島政府は、第三国の財政当局（以下「海外財政当局」という。）に対する同様の報告体制を導入するために、USIGAおよびUKIGAと同様の追加的な政府間協定（以下「追加的政府間協定」という。）を第三国との間で締結する場合がある。

投資者は、ファンドに投資する（または継続投資する）ことにより、以下の事項を認めているものとみなされる。

- () 受託会社（またはその代理人）は、投資者に関する一定の機密情報（投資者の氏名、住所、納税者識別番号（もしあれば）、社会保障番号（もしあれば）および投資者の投資に関連する一定の情報を含むが、これらに限られない。）をケイマン諸島税務情報局に開示するよう義務付けられることがある。
- () ケイマン諸島税務情報局は、上記に記載される通り、IRS、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局との間で自動的に情報交換を行うよう義務付けられることがある。
- () 受託会社（またはその代理人）は、IRS、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局に登録する際に、また、かかる規制当局が追加的な照会のために受託会社（または直接その代理人）に連絡をしてきた場合、かかる規制当局に対して一定の機密情報を開示するよう義務付けられることがある。
- () 受託会社は、受託会社がケイマン諸島税務情報局に対して開示するよう義務付けられることがある追加情報および/または書類を提供することを、投資者に対して要求することができる。
- () 投資者が要求された情報および/または書類を提供しない場合、受託会社は、かかる行為が受託会社による法令遵守違反または受託会社もしくはファンドの投資者が関連法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展するか否かに関わらず、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。
- () USIGA、UKIGAもしくは追加的政府間協定のいずれかまたはこれらに基づく関連規制のいずれかを遵守するために受託会社によりまたは受託会社のために講じられる対応措置または実施される救済措置の結果として生じる一切の損害または負債に対し、かか

る対応措置または救済措置の影響を受ける投資者は、受託会社（またはその代理人）に対する請求権を有しないものとする。

（Ｄ）その他

受益者となる予定の者は、自らに適用されうるその他の法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（Ａ）日本

平成27年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

（Ｃ）ケイマン諸島金融機関報告制度および米国外国口座税務コンプライアンス法

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスおよび情報交換を改善するため、2つの政府間協定（米国および英国それぞれを相手方とする協定）に調印している。米国との間では、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）の自動的税務情報交換要件を施行する（非互恵的）政府間協定（以下「米国IGA」という。）のモデル1（b）が調印されており、英国との間では、英国税が課せられる個人や事業主体に関する課税情報の自動的交換に関して、同様の政府間協定（以下「英国IGA」といい、米国IGAとあわせて、「IGA」という。）が調印されている。

IGAを施行するケイマン諸島の規則（米国IGAについて言う場合は、「ケイマン米国規則」、英国IGAについて言う場合は、「ケイマン英国規則」、両方について言う場合には「本規則」という。）は、平成26年7月4日付で発布された。本規則に従い、ケイマン諸島の税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」という。）は、（ケイマン諸島税務情報局の検討下におかれ定期的に改訂される）IGAの適用に関する指針（以下「IGAの適用に関する指針」という。）を公表した。米国IGAは、ケイマン米国規則（および同規則を介して米国IGAおよびIGAの適用に関する指針）を遵守するケイマン諸島の金融機関（以下「FI」という。）は、FATCAのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足する者として取り扱われ、したがってかかるFIは、FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力口座を解約することを要しないことを定めている。対象となる事業主体が本規則の遵守を怠ることは、犯罪であり、当該事業主体は、陪審によらない有罪判決によって罰金に処せられ、場合によっては、当該事業主体の経営者が定期懲役の対象になることがある。事業主体の取締役、ジェネラル・パートナー、受託者、秘書役およびその他同様の役員、ならびに当該事業主体の支配権を有する者は、問題の行動が当該者の同意または黙認によって行われたもの、または怠慢によるものである場合、起訴されることがある。

本規則は、FIを「報告FI」または「報告外FI」のどちらかに分類する。当初の段階から、すべてのケイマンのFIは、報告外FIとしての適格要件を満たさない限り、報告FIとなる。報告外FIの分類は、関連するIGAの別紙2を相互参照することにより、本規則において定義されている。

FATCAに関連して、ケイマン米国規則に従い、報告FIは、とりわけ（ ）米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）との間で「外国金融機関（FFI）契約」を締結することを義務付けられず、（ ）ID番号（Global Intermediary Identification Number）を取得するためにIRSに登録することを義務付けられ、（ ）口座が「特定米国人」により直接的または間接的に保有されているかを識別するために投資者に対するデュー・ディリジェンスを行うことを義務付けられ、かつ、（ ）ケイマン諸島税務情報局に対してかかる特定米国人に関する情報提供を行うことを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、報告を受け

た情報をIRSとの間で自動的に交換する。報告外FIは、かかる要件を課せられない。報告FIおよび報告外FIはいずれも、FATCAの源泉徴収税の課税（現行税率30%）を免除されるために、米国の納税申告用紙にFATCAの状況について身元証明確認書類を源泉徴収代理人に対して提出することが必要な場合がある。

米国IGAの条項に従い、受託会社が「重大な違反（significant non-compliance）」の結果として不参加金融機関（米国IGAに定義される）とみなされない限り、サブ・ファンドの受託者として受託会社に対して行われる支払に対してFATCA源泉徴収税は課されない。ケイマン米国規則では、受託会社によるFATCAその他の口座に関する口座保有者への支払に対して、受託会社は源泉徴収を義務付けられていない。

ケイマン英国規則は、ケイマン米国規則と同様の要件を課しているため、ファンドの受託者としての受託会社は、「特定英国人」により直接的または間接的に保有される口座の特定およびケイマン諸島税務情報局に対する当該特定英国人に関する情報の提供を義務付けられ、ケイマン諸島税務情報局は、毎年、英国の税務当局である英国歳入関税庁（以下「英国歳入関税庁」という。）との間で当該情報を交換する。英国IGAに関連する源泉徴収税制度およびHMRCに登録するための報告FIの要件はない。

ケイマン諸島政府は、第三国の財政当局（以下「海外財政当局」という。）に対する同様の報告体制を導入するために、米国IGAおよび英国IGAと同様の追加的な政府間協定（以下「追加的政府間協定」という。）を第三国との間で締結する場合がある。

投資者は、サブ・ファンドに投資する（または継続投資する）ことにより、以下の事項を認めているものとみなされる。

- () 受託会社（またはその代理人）は、投資者に関する一定の機密情報（投資者の氏名、住所、納税者識別番号（もしあれば）、社会保障番号（もしあれば）および投資者の投資に関連する一定の情報を含むが、これらに限られない。）をケイマン諸島税務情報局に開示するよう義務付けられることがある。
- () ケイマン諸島税務情報局は、上記に記載される通り、IRS、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局との間で自動的な情報交換を行うよう義務付けられることがある。
- () 受託会社（またはその代理人）は、IRS、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局に登録する際に、また、かかる規制当局が追加的な照会のために受託会社（または直接その代理人）に連絡をしてきた場合、かかる規制当局に対して一定の機密情報を開示するよう義務付けられることがある。
- () 受託会社は、受託会社がケイマン諸島税務情報局に対して開示するよう義務付けられることがある追加情報および／または書類を提供することを、投資者に対して要求することができる。
- () 投資者が要求された情報および／または書類を提供しない場合、受託会社は、かかる行為が受託会社による法令遵守違反または受託会社もしくはサブ・ファンドの投資者が関連法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展するか否かに関わらず、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。
- () 米国IGA、英国IGA、追加的政府間協定もしくは本規則のいずれかまたはこれらに基づく関連規制のいずれかを遵守するために受託会社によりまたは受託会社のために講じられる対応措置または実施される救済措置の結果として生じる一切の損害または負債に対し、かかる対応措置または救済措置の影響を受ける投資者は、受託会社（またはその代理人）に対する請求権を有しないものとする。

(D) その他

受益者となる予定の者は、自らに適用されうるその他の法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

財務会計基準審議会（以下「ＦＡＳＢ」という。）および国際会計基準審議会（以下「ＩＡＳＢ」という。）は、近時、ファンドに適用される、税に関するより多くの開示を必要とする指針を發布した。米国において一般に公正と認められる会計原則を採用するファンドに適用されるＦＡＳＢ解釈指針第48号および国際財務報告基準を採用するファンドに適用される国際会計基準第12号は、財務諸表に記載される不確実な法人所得税の税務状況の測定および認識に関する枠組みを規定している。かかる基準の適用により、サブ・ファンドは、法人所得税の負担を余儀なくされ、これにより純資産価額の計算に悪影響が及ぶことがある。かかる悪影響の結果、サブ・ファンドへの投資および解約の時期によって、特定の受益者に利益または損害をもたらすことがある。

特定の支払に関する特定の米国の実質的所有権報告および源泉徴収

2010年に施行された法律に基づき、サブ・ファンドがサブ・ファンドへの直接的および特定の間接的な米国人投資家に関する身元その他の特定情報をサブ・ファンドの投資者から取得し、これを米国内国歳入庁（以下「ＩＲＳ」という。）へ報告しない限り、原則として払戻不能となる30%の米国の源泉徴収税が(a)平成25年12月31日より後に行われた特定の米国を源泉とする支払（利息および配当を含む。）、(b)平成26年12月31日より後に行われた米国の株式または債券の処分による手取金総額（以下、(a)および(b)の各々を「源泉徴収対象支払」という。）、および(c)特定の外国の法主体により平成28年12月31日より後に行われた特定のパススルー支払（かかる支払が源泉徴収対象支払に帰するとみなされる場合に限る。）に課税される。（これらの規定は、サブ・ファンドのレベルではなく（またはかかるレベルに加えて）、受益者、ファンドおよび／または投資先ファンドのレベルで適用される可能性がある。）サブ・ファンドに対し必要な情報を提供しなかった投資者は、サブ・ファンドの米国投資に直接的または間接的に起因する支払における自己の持分に関し、原則として30%の源泉徴収税を課され、サブ・ファンドは、当該投資家によるサブ・ファンドへの投資を終了せざるを得なくなることがある。当該法律の施行に関する規則は未だ最終決定されていないため、当該法律を遵守するためのすべての要件が現時点で明らかになっていくのではなく、実際の報告制度および源泉徴収制度（サブ・ファンドとＩＲＳの間の合意が含まれることがある。）により、サブ・ファンド、ファンド、投資先ファンドまたは受益者にさらなる負担が課されることがある。

投資予定者は、当該法律が自らのサブ・ファンドへの投資に与える影響につき、自らの税務アドバイザーに相談すべきである。

本書に記載される米国連邦税に関連する一切の検討は、本書に記載される取引の促進およびマーケティングのために記載される。かかる検討は、いずれかの者に課される税務上のペナルティを回避するために当該者により使用されることを意図しているものではなく、かかる使用のために記載されるものでもなく、また、そのように使用されてはならない。各受益者は、独立の税務アドバイザーに対し自らの特定の状況に基づく助言を求めるべきである。

税務一般

特定の法域から得たサブ・ファンドの収益は、配当、利息および場合によりキャピタル・ゲインに課される源泉徴収税の対象となることがあり、かかる源泉徴収税は各法域により異なる。受益者となる予定の者は、自らに適用されうる法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）海外における販売

申込み

<訂正前>

(前略)

受益者は、ケイマン諸島刑事訴訟法（2008年）および管理事務代行会社に適用あるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

受益者は、ケイマン諸島犯罪収益法（2014年改訂）および管理事務代行会社に適用あるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

(後略)

マネー・ロンダリング防止手続

<訂正前>

(前略)

ケイマン諸島の居住者が、他の者がマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロもしくはテロリストの財産に関与していることを知りもしくは疑義を有し、または自己の業務の過程でその旨を了知もしくは疑義を有した場合、その者は、かかる確信または疑義につき、開示がマネー・ロンダリングに関するものである場合にはケイマン諸島刑事訴訟法（2008年改訂）（随時改正済）に基づいてケイマン諸島金融報告庁に対して、また、開示がテロもしくはテロリストの財産に関するものである場合には、テロ防止法（2011年改訂）（随時改正済）に基づいて巡査以上の階級の警察官に対して通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課された情報の秘匿または開示制限の違反と取り扱われないものとする。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ケイマン諸島の居住者が、他の者がマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロもしくはテロリストの財産に関与していることを知りもしくは疑義を有し、または自己の業務の過程でその旨を了知もしくは疑義を有した場合、その者は、かかる確信または疑義につき、開示がマネー・ロンダリングに関するものである場合にはケイマン諸島犯罪収益法（2014年改訂）（随時改正済）に基づいてケイマン諸島金融報告庁に対して、また、開示がテロもしくはテロリストの財産に関するものである場合には、テロ防止法（2011年改訂）（随時改正済）に基づいて巡査以上の階級の警察官に対して通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課された情報の秘匿または開示制限の違反と取り扱われないものとする。

(後略)

3 資産管理等の概要

(5) その他

ファンドの他の法域への移管

<訂正前>

ファンドをケイマン諸島以外の法域に移管することが受益者の最善の利益に適うと管理会社または受託会社が判断する場合、管理会社または受託会社は、()当該他の法域において信託の存在が認められ、受益者の権利が強制執行されうること、()管理会社および受託会社が承認した適切かつ実在の信託会社が受託会社として選任されること、および()受託会社が受益者集会の特別決議の方法により受益者の承諾を得ていることを条件として、ファンドを移管することができる。管理会社および受託会社は、ファンドが新たな法域の法律上も、ケイマン諸島の法律上におけるのと同様、適法かつ有効となることを確保するために必要または望ましいと考えられる変更または追加を行うことができる。

<訂正後>

ファンドをケイマン諸島以外の法域に移管することが受益者の最善の利益に適うと管理会社または受託会社が判断する場合、管理会社または受託会社は、()当該他の法域において信託の存在が認められ、受益者の権利が強制執行されうること、()管理会社および受託会社が承認した適切かつ実在の信

託会社が受託会社として選任されること、および()信託証書の規定に従い、受託会社が受益者集会の特別決議の方法により受益者の承諾を得ていることを条件として、ファンドを移管することができる。管理会社および受託会社は、ファンドが新たな法域の法律上も、ケイマン諸島の法律上におけるのと同様、適法かつ有効となることを確保するために必要または望ましいと考えられる変更または追加を行うことができる。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2013年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2013年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕

マーティン・フローネ、公認の監査人

パートナー

2014年3月12日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the Balance Sheet as at December 31, 2013 and the Profit and Loss Account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the réviseur d'entreprises agréé's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2013, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

March 12, 2014

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。